第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 後期基本計画

（熊谷市食品ロス削減推進計画）



令和６年３月

熊 谷 市

目　次

第１章　計画の基本的事項 1
第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置付け 2
１　計画の体系 2
２　国、埼玉県の動向 3
３　市の上位計画 4
第３節　計画の対象 8
１　計画対象区域 8
２　対象となる廃棄物の分類 8
３　ごみの分別区分 8
４　計画目標年次 9
５　計画の進行管理 9
第２章　市の概況 10
第１節　位置と地勢 10
第２節　人口の推移 11
１　総人口 11
２　年齢別の人口構成 12
第３節　産業の動向 13
１　事業所数と従業者数の推移 13
２　産業構造 14
第４節　土地利用状況 15
第３章　ごみ処理の現況及び課題 16
第１節　ごみ処理の流れと排出量 16
第２節　ごみ排出量の推移 17
第３節　１人１日当たりのごみ発生量の推移 18
第４節　リサイクル率（資源化率）の推移 20
第５節　容器包装リサイクル法に基づく分別収集量 22
第６節　リサイクル活動回収量（集団回収量） 23
第７節　家庭用生ごみ処理容器等購入補助台数の推移 24
第８節　一般廃棄物処理業許可業者数 26
第９節　区域外処理 27
第１０節　ごみの収集運搬体制 28
第１１節　ごみ処理施設の現状 29
第１２節　ごみ処理経費 35
１　収集運搬経費 35
２　焼却経費 36
３　不燃物処理経費 37
４　一般廃棄物最終処分場維持管理経費 38
第１３節　ごみ処理の課題 39

第４章　基本理念・基本方針 40
第１節　基本理念 40
第２節　基本方針 40
第３節　数値目標 41
第５章　ごみ処理計画 44
基本方針１　５R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)の推進 44
基本方針２　市民・事業者・行政におけるパートナーシップ（協働）の更なる推進 48
基本方針３　強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築 50
第６章　主体別の行動指針 53
第１節　市の行動指針 53
第２節　市民の行動指針 54
第３節　事業者の行動指針 55
第７章　熊谷市食品ロス削減推進計画 56
第１節　計画の基本的事項 56
１　熊谷市食品ロス削減推進計画の考え方 56
２　食品ロスとは 57
３　食品ロス削減推進計画の対象となる食品ロス 58
第２節　食品ロスの現状 59
１　日本の食品ロスの現状 59
２　本市における食品ロスの現状 60
第３節　基本的な方向と目標 65
１　基本的な方向 65
２　国と県の食品ロス削減目標 65
３　本市の目標 66
第４節　食品ロス削減に関する施策 68
１　求められる役割と行動 68
２　推進施策 70
資　料　編 73
第１節　策定までの経緯 73
第２節　関係する法律・条例・要綱・資料等 75
第３節　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定経過 76
第４節　熊谷市環境審議会委員 77
第５節　第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）（案）に対する意見及び市の考え方 80
１　意見募集期間 80
２　意見の提出者数及び意見の件数 80
３　意見の概要及び市の考え方 80
第６節 可燃処理施設における組成分析結果 82
第７節 用語 83

第１章　計画の基本的事項

第１節　計画策定の趣旨

現代社会において、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化しており、大量生産、大量消費及び、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、資源の循環的な利用をより徹底することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を推進していくことが求められています。

国では、「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロスの削減推進法」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）の制定が行われ、持続可能な社会形成を目指した取組の一層の推進が図られています。

国際社会に目を向けると、２０２０年（令和２年）から２０３０年（令和１２年）をＳＤＧｓ達成のための「行動の１０年」として、行動の加速と拡大を呼びかけており、令和５年の先進７か国（Ｇ７）気候・エネルギー・環境相会合において、２０４０年（令和２２年）までに海洋プラスチックごみによる汚染をゼロにする目標の合意が形成されています。

このような中、熊谷市（以下、「本市」という。）は、平成３０年度に「３Ｒから５Ｒへ循環型社会の実現へ向けて」を基本理念とした第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。基本理念のもとに、５Ｒ（リフューズ（拒否）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リペア（修理）、リサイクル（再生））の取組として、「マイボトル等の活用の推進」や「市主催フリーマーケットの開催」など様々な施策を展開してきました。その結果、市民１人１日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を平成２９年度の1,１１７ｇから、令和４年度には1,０７０ｇまで削減することができました。しかしながら、本計画の中間目標値である1,０３８ｇを達成するためには、ごみの減量に資する施策を一層強化していかなければなりません。

本市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス禍の影響によるライフスタイルの多様化等、前期計画期間において大きく変化しているほか、新たな課題として注目される、食品ロスの削減に向けた取組も推進する必要があります。これらに対応し、更なるごみの削減を図るためには、市民・事業者・行政が協働して、ごみの減量や資源化等の必要性を認識し、循環型社会の実現に向け、5R を着実に推進していくことが重要です。

そこで、本計画内に「熊谷市食品ロス削減推進計画」を内包するとともに、国内外の動向や本市の現状を踏まえ、中間目標年度である令和５年度に、前期計画を見直し、後期計画を策定しました。

第２節　計画の位置付け

１　計画の体系

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき策定したものであり、「第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画」や「第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）」に則し、国や埼玉県等の計画と整合を図るものです。

また、食品ロス削減推進法第１３条第１項に基づき、第７章として「熊谷市食品ロス削減推進計画」を内包することとします。

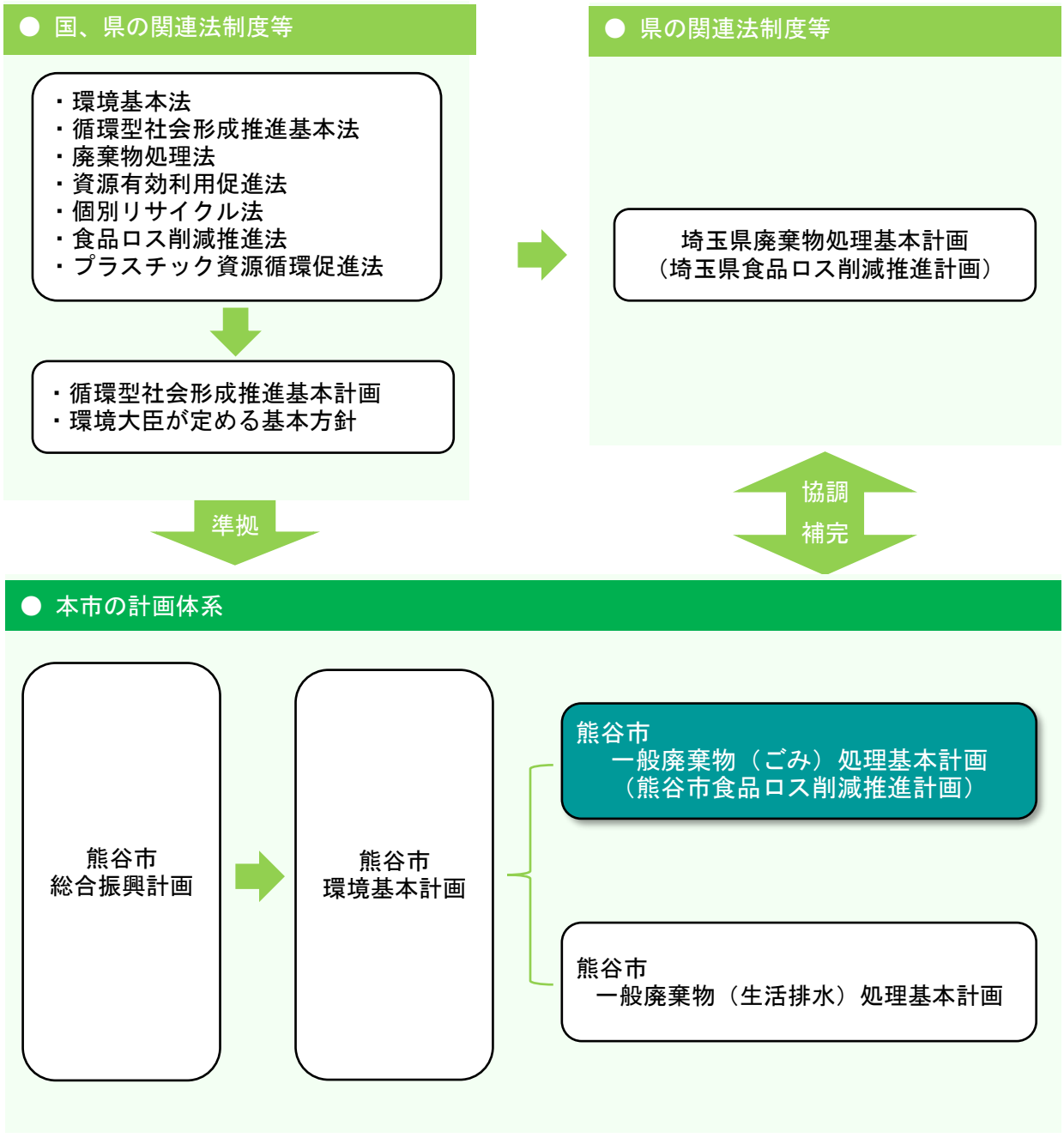

図１－１　計画の位置付け

２　国、埼玉県の動向

国では、平成 30 年６月に「循環型社会形成推進基本法」に基づく、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、７つの柱である「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」を示しています。

また、2015 年（平成２７年）９月の国際連合総会においてSDGｓが採択され、2030 年（令和１２年）までに食品ロスを半分に減らすという目標が定められました。

我が国においては食料の多くを輸入に依存しており、食品ロスの問題は喫緊の課題であるとし、令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等が相互に連携して食品ロスの削減を効果的に推進することとしています。

さらに、プラスチックの廃棄による海洋汚染や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、プラスチックの資源循環の総合的かつ計画的な推進のため令和４年４月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

埼玉県では、令和３年３月に「第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を将来像としています。

この計画は、４つの基本方針である「廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する」、「廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する」、「災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める」、「将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する」のほか、重要課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を位置付けています。

３　市の上位計画

（１）第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和５年３月）

～将来都市像～

子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～

第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画は、令和５年度から目標年度である令和９年度における基本計画です。本市の自然や歴史、そして文化を次世代の子どもたちに継承し、持続可能なまちづくりを目指すために８つの政策を掲げています。この８つの政策ごとに具体的な取組として施策を定め、目標値が定められています。

一般廃棄物（ごみ）に関する施策として５R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進による循環型社会の構築や、ごみ焼却処理の統廃合と新たな施設整備が位置付けられています。

【基本方針】

市民一人一人が、5Rに取り組み、ごみの減量と資源の有効活用を推進し、循環型社会の形成を目指します。

また、大里広域市町村圏組合が運営するごみ処理焼却施設４施設の統廃合及び新たな焼却施設の整備を進めます。

【施策体系】

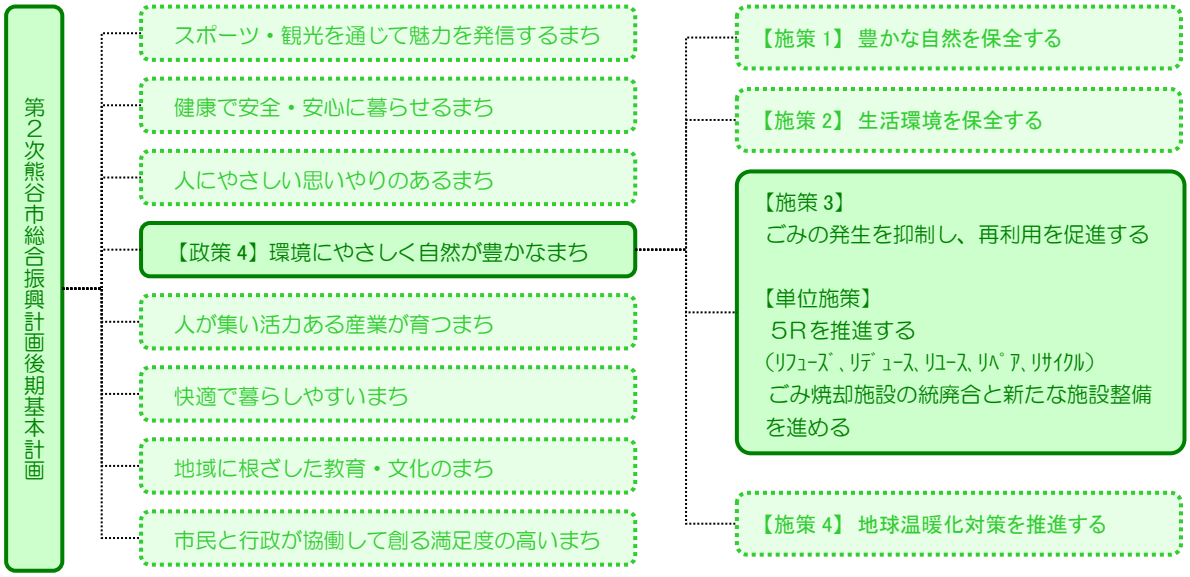

図１－２　第２次熊谷市総合振興計画後期計画の施策体系図

【主な取組】

- 環境意識の醸成と向上を図る啓発活動の充実
- ペットボトルやレジ袋の削減による、ごみの発生回避（リフューズ）の推進
- 家庭ごみ及び事業ごみの減量化（リデュース）
- ものの再使用（リユース）と修理（リペア）の推進
- 資源の集団回収など、再資源化（リサイクル）の推進
- 大里広域市町村圏組合の焼却施設の統廃合及び新焼却施設の整備
- 大里広域市町村圏組合の不燃物処理施設の更新検討

（２）第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）（令和６年３月）

～将来の環境像～

豊かな自然　未来へ育み伝えるまち　熊谷

第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）は、令和６年度から目標年度である令和 12 年度における、本市の将来都市像を環境面から実現するための計画です。第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）では４つの環境目標があり、その目標を達成するための基本方針と施策を掲げています。そのうち一般廃棄物に関するものは環境目標Ⅰ「DX・スマートシティを推進し、環境と調和した脱炭素型のまちを創ります」における基本方針Ⅰ-6「循環型社会の構築」があり、目標値が定められています。

【基本方針Ⅰ－６　「循環型社会の構築」】

本市では、循環型社会の実現のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（１０年間の予想計画）」並びに「一般廃棄物処理実施計画（単年度計画）」に基づき、ごみ排出量、収集方法、施設の整備等を定め、ごみ処理施策を計画的に推進しています。また、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）運動の推進のほか、ごみ排出抑制・資源化などによるごみの減量、不法投棄対策、食品残渣（さ）、し尿汚泥などの堆肥化や焼却灰の原料化などを進めてきました。

これらの施策の結果、「市民１人１日当たりのごみの排出量」などの指標は改善していますが、目標達成には至っていない状況であり、今後も改善に向けた取組が必要です。

市では引き続き、廃棄物の発生の抑制・再利用の促進、不法投棄対策を推進します。

【施策体系】

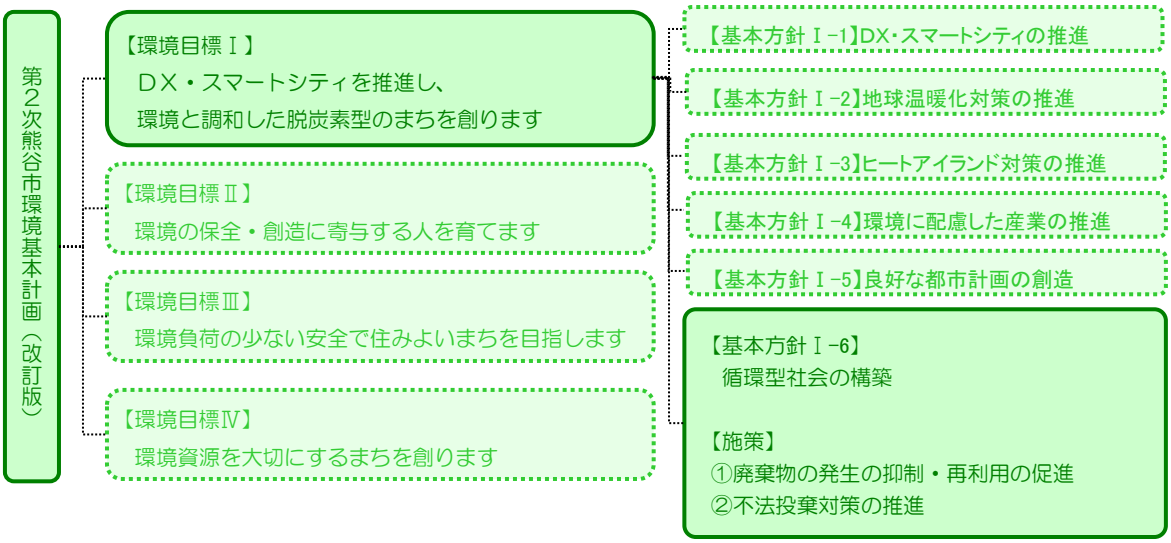

図１－３　第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）の施策体系図

施策①　廃棄物の発生の抑制・再利用の促進
〇5Ｒ運動の推進
〇ごみの適正処理
〇ごみの排出抑制
〇ごみの資源化
施策②　不法投棄対策の推進
〇産業廃棄物対策
〇その他の不法投棄対策

（３）上位計画における目標値

第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画及び第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）においては、次のとおり成果指標を定めています。

表１－１　第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画の目標値

成果指標＼年度	現状 令和3年度 （2021）	中間目標 令和4年度 （2022）	計画目標 令和9年度 （2027）
市民１人１日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量（g/人・日）	1,083	1,050	1,000
ごみの資源化率（%）	20.9	24.0	25.0

表１－２　第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）の目標値

成果指標＼年度	現状 令和4年度 （2022）	中間目標 令和4年度 （2022）	計画目標 令和12年度 （2030）
市民１人１日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量（g/人・日）	1,070	1,050	992
ごみの資源化率（%）	20.1	24.0	26.0

第３節　計画の対象

１　計画対象区域

本計画の対象区域は熊谷市全域とします。

２　対象となる廃棄物の分類

本計画では一般廃棄物の内の家庭系ごみと事業系ごみを対象としています。

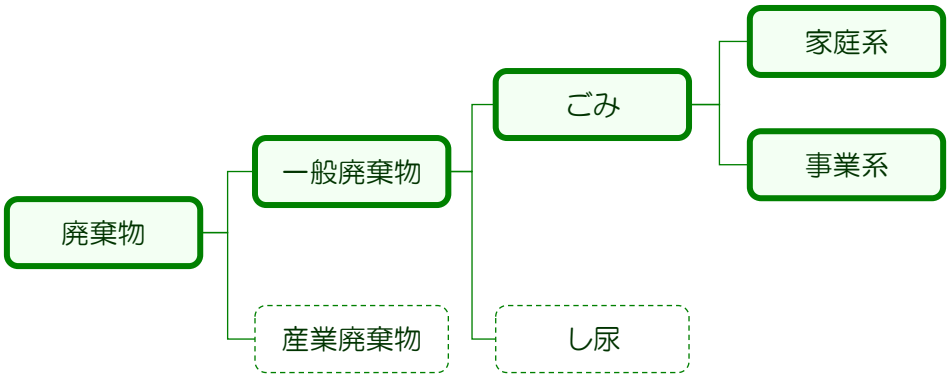

図１－４　計画の対象範囲

３　ごみの分別区分

本計画の対象となる家庭系ごみ・事業系ごみの種類は、大きく分けると「燃えるごみ」、「資源物（紙類）」、「粗大ごみ」、「燃えないもの[カン（資源物）、ビン（資源物）、ペットボトル（資源物）、不燃ごみ]」、「有害ごみ」の８区分となっています。

表１－３　本市のごみ・資源物の区分

分　類		品　目
燃えるごみ		生ごみ、プラスチック製品、木製品、布類、革製品、発砲スチロール、木の枝　等
資源物（紙類）		新聞紙・チラシ、雑誌類・書籍、ダンボール、飲料用紙パック、紙製容器包装（雑がみ）　等
粗大ごみ・ 家電製品（一部）		大型の燃えないごみ、一部の家電製品
燃えないもの	カン（資源物）	飲料・食料用
	ビン（資源物）	飲料・食料用
	ペットボトル（資源物）	飲料・食料用
	不燃ごみ	小型の金属製品・家電製品、 ガラス類、せともの類　等
有害ごみ		乾電池、蛍光管、鏡、水銀体温計、 加熱式たばこ、電子たばこ

４　計画目標年次

本計画の計画期間は平成 31 年度を初年度とし、令和 10 年度までの 10 か年を計画期間としてごみの減量化・資源化を推進しています。中間目標年度にあたる令和５年度に平成 31 年度から令和５年度の前期計画の事業を見直し、令和６年度から令和 10 年度までを後期計画として策定します。

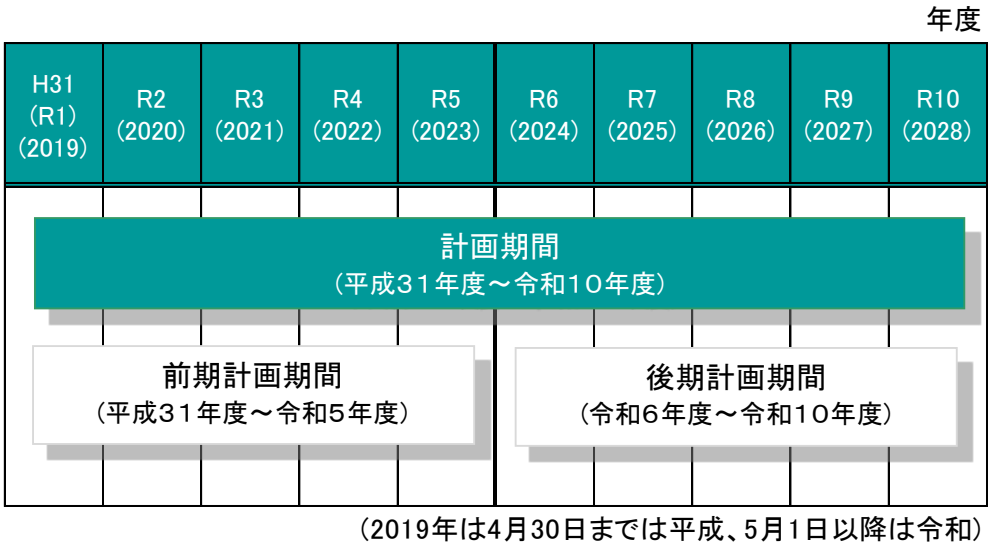

図１－５　本計画の計画期間

５　計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、改善していくことが重要です。

このため、PDCA サイクルを適切に運用し、毎年度の進行管理と最終年度の令和 10 年度に計画の評価・見直しを行い、計画の諸条件に大きな変動があった場合は次期計画に反映させるものです。

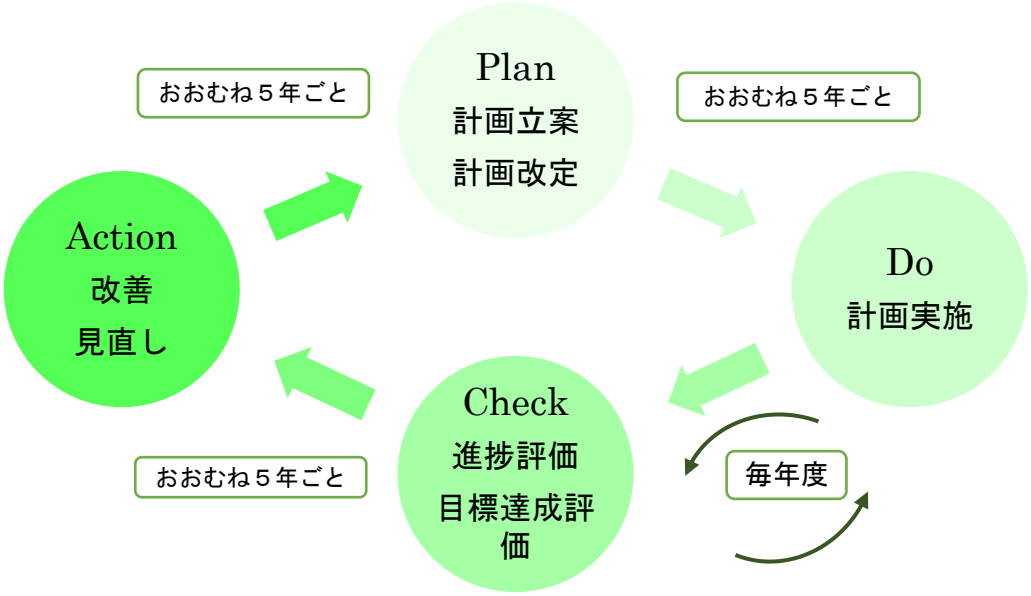

図１－６　計画の進行管理

第２章　市の概況

第１節　位置と地勢

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。

市域は、東西に約 14km、南北に約 20km、面積 159.82km^2 であり、東京都心までは、50 から 70km 圏にあります。

市の南部に荒川、北部に利根川があり、日本を代表する２つの河川が流れています。市域の大半が平坦な地形ですが、西部は櫛挽(くしびき)台地、南部は江南台地及び比企丘陵の北縁に当たり少し標高が高くなっています。

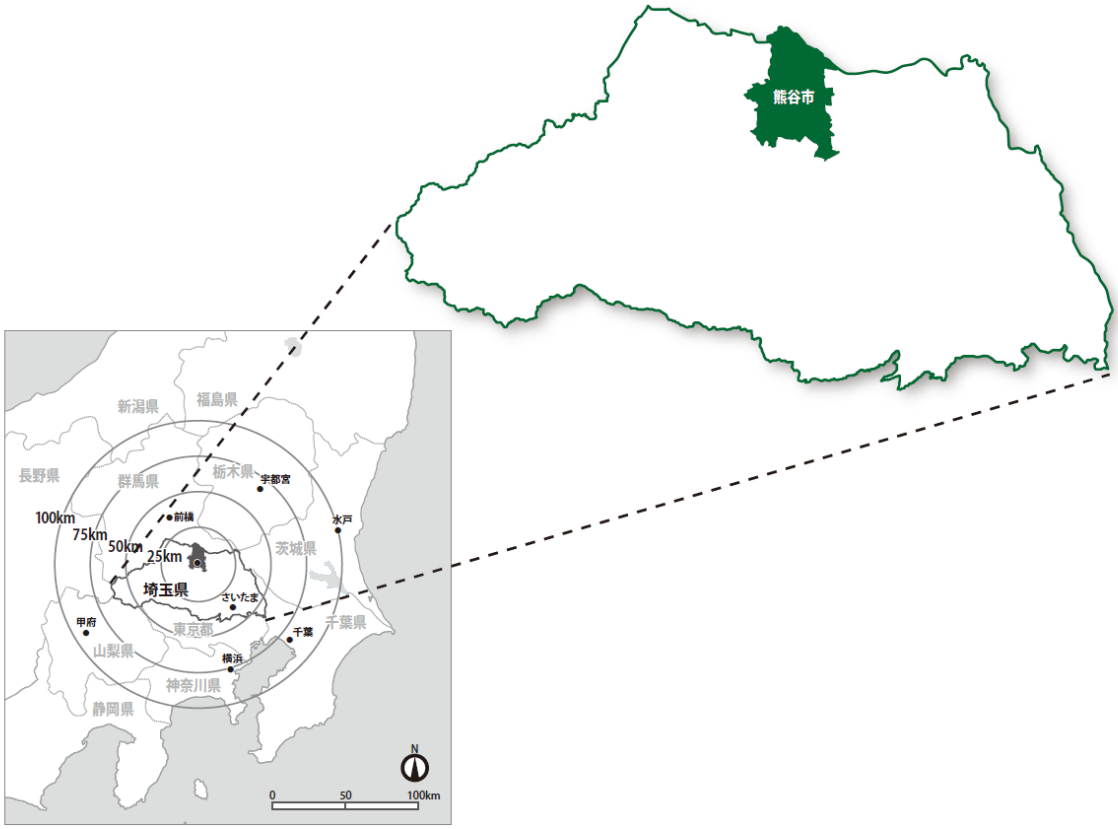

図２－１　市の位置図

第２節　人口の推移

１　総人口

本市の住民基本台帳人口は、令和５年４月１日現在で 192,465 人です。

平成 29 年から令和４年において高齢者人口が増加する反面、総人口は減少傾向にあります。

表２－１　人口の推移　　単位：人

分類／年	年少人口（14 歳以下）	生産年齢人口（15～64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）	合　計
H29（2017）	23,566	120,665	54,735	198,966
H30（2018）	23,043	119,068	55,745	197,856
R1（2019）	22,595	117,690	56,672	196,957
R2（2020）	22,162	116,134	57,518	195,814
R3（2021）	21,574	114,540	58,008	194,122
R4（2022）	21,024	114,154	58,324	193,502

資料：熊谷市年齢別人口集計

※環境省の統計に基づき、各年の人口は 10 月 1 日現在の人口です。

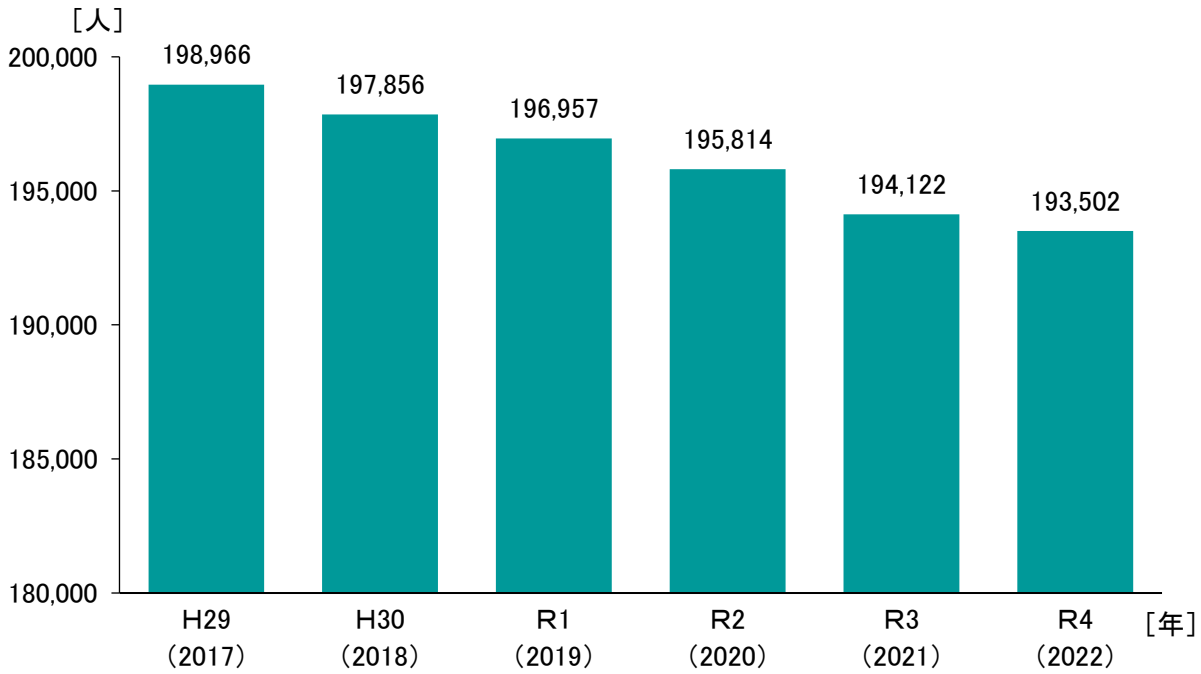

図２－２　人口の推移

２　年齢別の人口構成

年齢別の人口構成では、年少人口（14 歳以下）の構成比は、平成 29 年の 11.8%から、令和４年には 10.9%へと減少し、同様に生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の構成比も平成 29 年の 60.6%から、令和４年には 59.0%へと減少しています。一方、高齢者人口（65 歳以上）の構成比は平成２９年の 27.5%から、令和４年には 30.1%へと増加しています。

表２－２　年齢別の人口構成　　単位：%

分類 / 年	年少人口（14 歳以下）	生産年齢人口（15～64 歳）	高齢者人口（65 歳以上）
H29（2017）	11.8	60.6	27.5
H30（2018）	11.6	60.2	28.2
R1（2019）	11.5	59.8	28.8
R2（2020）	11.3	59.3	29.4
R3（2021）	11.1	59.0	29.9
R4（2022）	10.9	59.0	30.1

資料：熊谷市年齢別人口集計

※小数点第二位で四捨五入を行っているため合計と内訳が同じにならない場合があります。
※各年の人口構成の数値は、10 月 1 日現在の数値です。

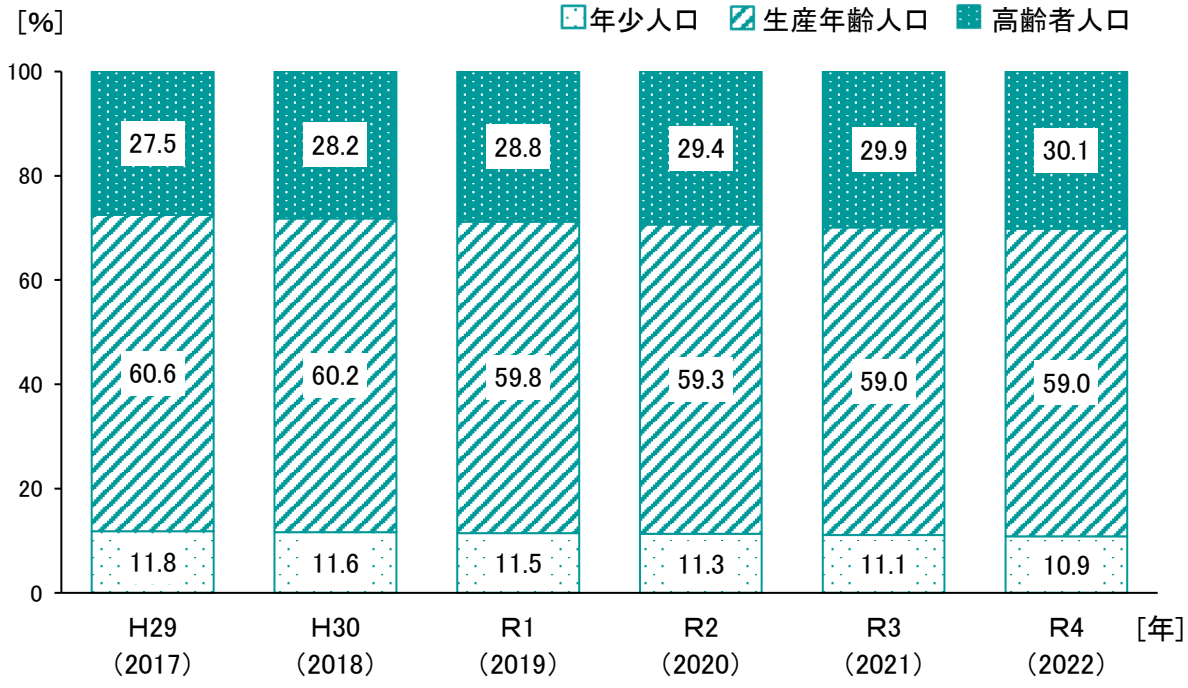

図２－３　年齢別の人口構成

第３節　産業の動向

１　事業所数と従業者数の推移

本市の産業分類ごとの事業所数及び従業者数を示します。令和３年度の事業所数の比率は第一次産業約 0.4%、第二次産業約 17.0%、第三次産業約 82.6%で分布しています。平成 21 年度から令和３年度にかけて、第一次産業事業所数は約 66.7%増加していますが、第二次産業事業所数は約 20.7%減少し、第三次産業事業所数は約 12.0%減少しています。なお、全体の従業者数は年度ごとに変動をしながらも平成 21 年度と大きな変化はありません。

表２－３　産業分類別事業所数及び従業者数の推移

単位：事業所（事業所数）・人（従業者数）

分類／年度	事業所数				従業者数
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計	
H21（2009）	21	1,706	7,467	9,194	89,659
H24（2012）	23	1,564	6,944	8,531	87,755
H26（2014）	22	1,496	7,001	8,519	89,982
H28（2016）	24	1,418	6,698	8,140	82,550
R3（2021）	35	1,353	6,572	7,960	89,951

資料：H21･H26 年経済センサス基礎調査、H24･H28･R3 年経済センサス活動調査

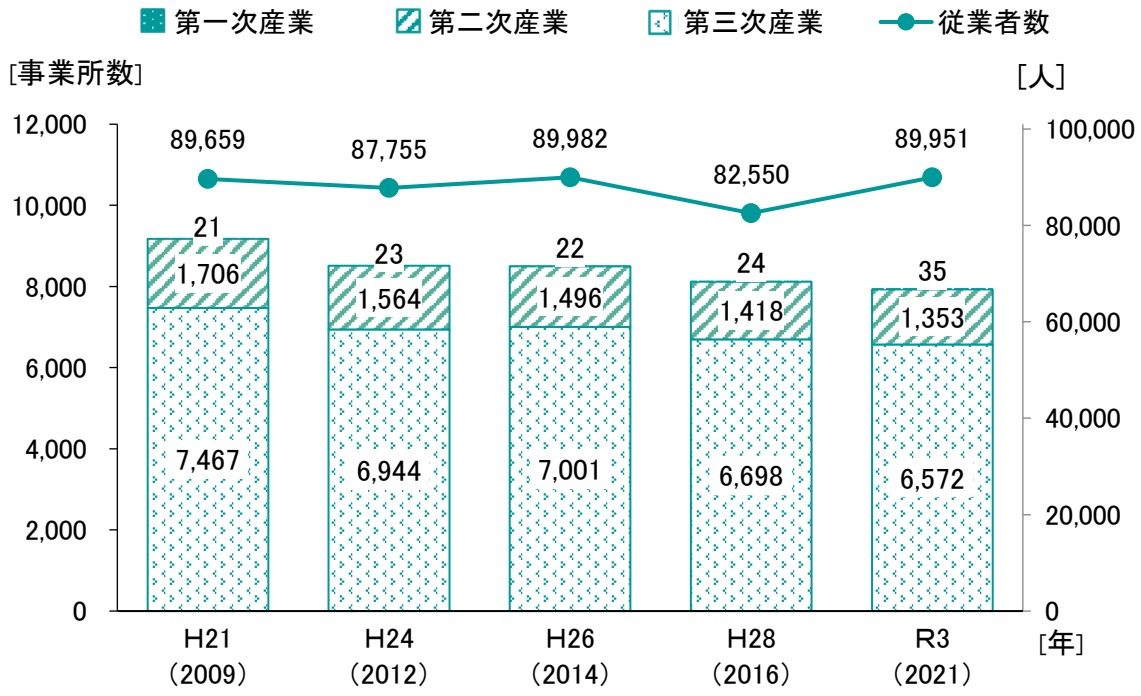

図２－４　産業分類別事業所数及び従業者数の推移

２　産業構造

令和３年度における産業構造を示します。第一次産業は、「農業、林業」のみで構成され0.4%となっています。第二次産業では「建設業（10.5%）」「製造業（6.5%）」の順に事業所比率が高くなっています。第三次産業では「卸売業、小売業（24.6%）」「宿泊業、飲食サービス業（10.9%）」「医療、福祉（9.3%）」が上位３位で事業所比率が高くなっています。

表２－４　令和３年度　産業構造と内訳

大分類	小分類	事業所数	比率（%）	従業者数	比率（%）
第一次産業	農業、林業	35	0.4	272	0.3
	漁業	0	0.0	0	0.0
	小　計	35	0.4	272	0.3
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.03	17	0.02
	建設業	833	10.5	5,099	5.7
	製造業	518	6.5	14,275	15.9
	小　計	1,353	17.0	19,391	21.6
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.2	250	0.3
	情報通信業	66	0.8	724	0.8
	運輸業、郵便業	201	2.5	5,589	6.2
	卸売業、小売業	1,956	24.6	17,848	19.8
	金融業、保険業	144	1.8	2,446	2.7
	不動産業、物品賃貸業	457	5.7	1,659	1.8
	学術研究、専門・技術サービス業	379	4.8	2,191	2.4
	宿泊業、飲食サービス業	871	10.9	6,906	7.7
	生活関連サービス業、娯楽業	690	8.7	3,999	4.4
	教育、学習支援業	380	4.8	5,302	5.9
	医療、福祉	738	9.3	12,593	14.0
	複合サービス事業	41	0.5	408	0.5
	サービス業（他に分類されないもの）	637	8.0	10,373	11.5
	小　計	6,572	82.6	70,288	78.1
合　計		7,960	100.0	89,951	100.0

資料：経済センサス活動調査

※小数点第二位または第三位で四捨五入を行っているため合計と内訳が同じにならない場合があります。

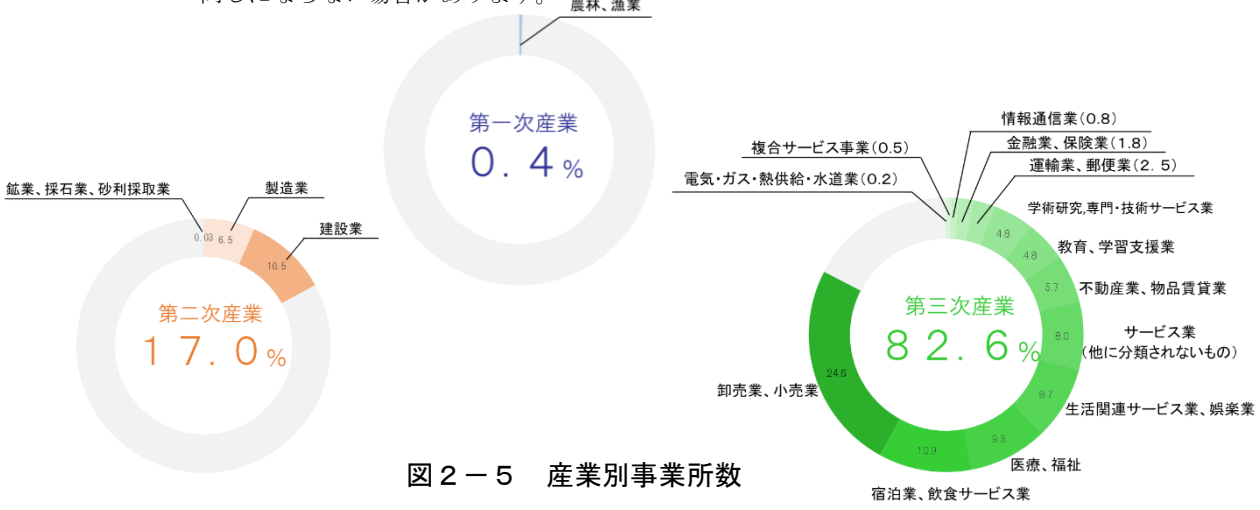

図２－５　産業別事業所数

第４節　土地利用状況

本市の土地利用状況を示します。平成 19 年から令和 4 年にかけて全体的に横ばいの推移となっており、本市では「田」が多く面積を占めています。

表２－５　地目別面積　　単位：ha

年 / 地目	H19（2007）	H24（2012）	H29（2017）	R4（2022）
田	3,885.0	3,828.2	3,776.4	3,734.7
畑	2,732.6	2,644.5	2,576.3	2,523.7
宅地	3,307.4	3,456.5	3,570.6	3,647.7
池沼	31.2	31.1	30.7	30.1
山林	521.7	502.8	482.5	436.7
原野	42.3	38.8	36.9	36.0
雑種地	923.3	1,159.3	1,175.4	3,475.5
その他	4,544.5	4,326.8	4,339.1	―

資料：埼玉県統計年鑑

※平成 19 年は熊谷市、旧江南町の値を合計しています。
※各年度の地目別面積は 1 月 1 日付けです。
※令和 4 年の「雑種地」の増加は、平成 30 年から「雑種地」と「その他」の区分の見直しが行われたためであり、土地利用の変化が主因ではありません。
※「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地のことをいいます。なお、平成 30 年から「その他」は公表されていません。

第３章　ごみ処理の現況及び課題

第１節　ごみ処理の流れと排出量

各家庭から集積所に排出された燃えるごみは、収集運搬車で大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター・江南清掃センター・深谷清掃センターに搬入され焼却処理されます。焼却処理から発生した焼却灰等は、市内のセメント工場等でセメントの原料として資源化されています。

各家庭から集積所に排出されたカン・ビン・ペットボトル等は、不燃物処理施設（大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター）に搬入され、そこで破砕・減容化し、再資源化されています。

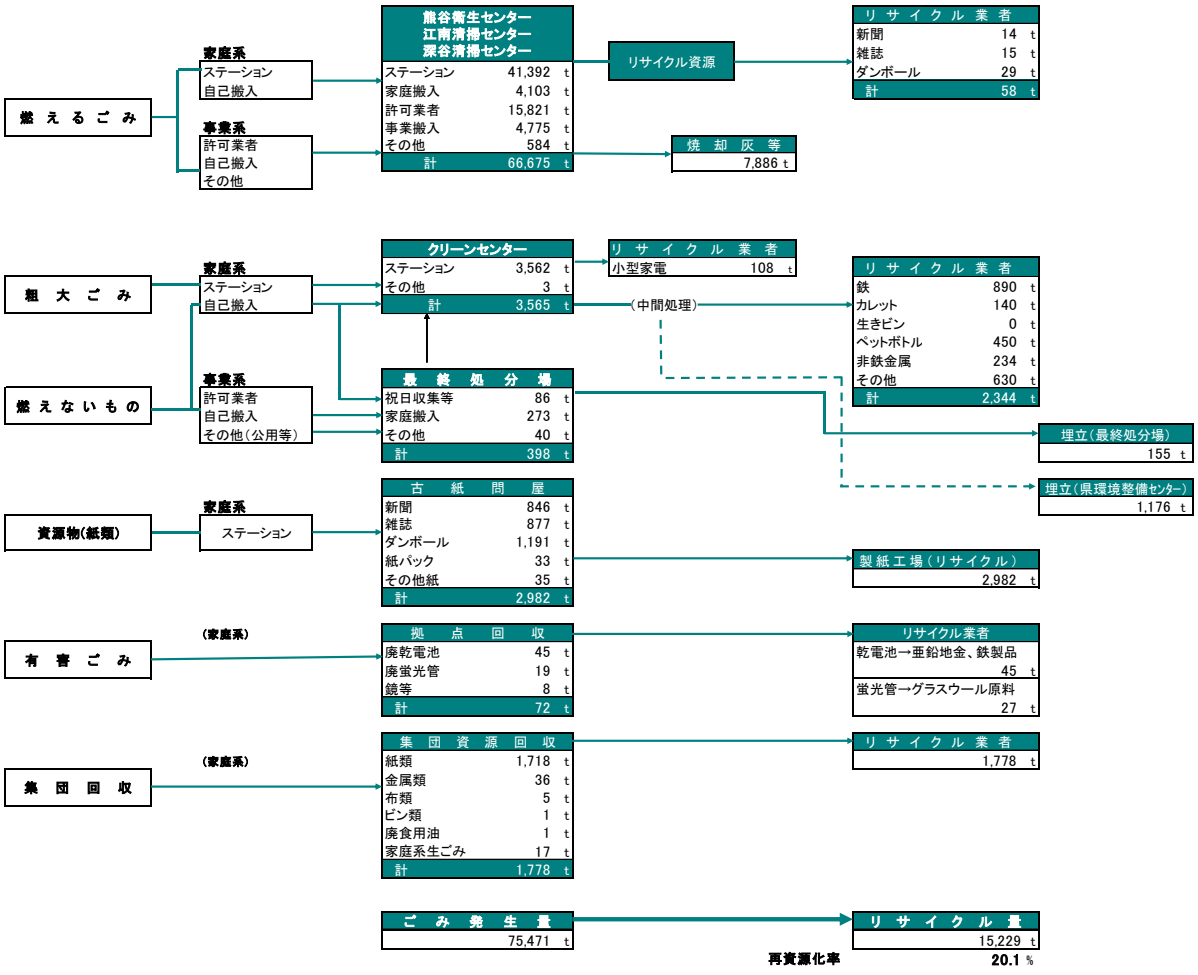

図３－１　ごみ処理の流れと排出量

資料：令和５年度熊谷市清掃事業概要

第２節　ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成３０年度から令和４年度までの５年間において約 6%減少しています。その内訳を見てみると、家庭系ごみは、令和２年度に増加しましたが、その後は徐々に減少を続けています。一方、事業系ごみは、令和２年度に減少して以降、ほぼ横ばいで推移しています。

本計画ではごみ発生量削減の中間目標値として、令和５年度までにごみ発生量を 71,900ｔまで抑えるとしています。この目標値に対し令和４年度のごみ発生量は 75,588ｔであり、本計画の中間目標値まで 3,688ｔの減量が必要です。

表３－１　ごみ（排出量）の推移　　単位：ｔ

年度／分類	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）
家庭系ごみ	52,745	53,490	56,972	53,696	52,588
事業系ごみ	25,457	25,306	21,931	21,197	21,222
ごみ排出量※1	78,202	78,796	78,903	74,893	73,810

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、令和５年度熊谷市清掃事業概要

※1 ごみ排出量：燃えるごみ＋粗大ごみ＋燃えないもの＋資源物（紙類）＋有害ごみの合計値
（環境省一般廃棄物処理事業実態調査では『ごみ搬入量』）

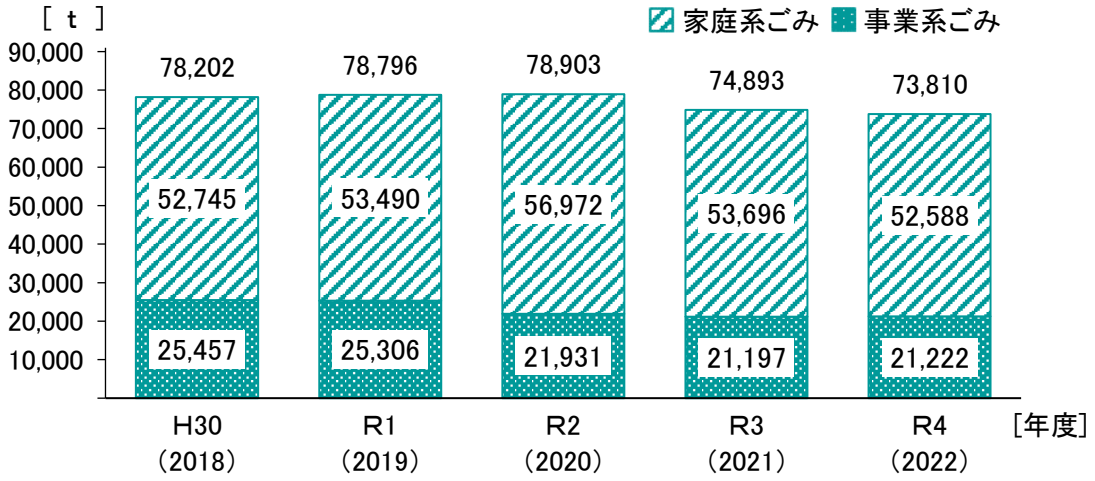

図３－２　ごみ（排出量）の推移

表３－２　ごみ（発生量）の推移　　単位：ｔ

年度	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）中間目標値
ごみ発生量※1	81,112	81,523	80,621	76,760	75,588	71,900

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、令和５年度熊谷市清掃事業概要

※1 ごみ発生量：ごみ排出量＋集団回収量※2（環境省一般廃棄物処理事業実態調査では『ごみ総排出量』）

※2 集団回収　：廃棄物の中で、再利用できる資源物を自治会や子供会等の市民団体が回収し、直接リサイクル業者に渡す制度です。このため市が収集した量には加算されていません。

第３節　１人１日当たりのごみ発生量の推移

市民１人１日当たりのごみ発生量は、平成 30 年度から令和４年度の５年間にかけて、おおむね減少傾向にあり、約 4.7%減少しています。

本計画における中間目標値では、ごみ排出量を基準として、市民１人１日当たりのごみ排出量の目標値を令和５年度には 1,038ｇまで抑えるとしています。この目標値に対し令和４年度の市民１人１日当たりのごみ排出量は 1,070ｇであり、目標値まで 32ｇの減量が必要です。

表３－３　１人１日当たりのごみ発生量の推移　　単位：g/人･日

年　度	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2022）中間目標値
発生量	1,123	1,131	1,128	1,083	1,070	1,038

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、令和５年度熊谷市清掃事業概要

１人１日当たりのごみ発生量（ｇ/人・日）＝ごみ発生量（ｔ）×10^6÷総人口÷365 日もしくは 366 日

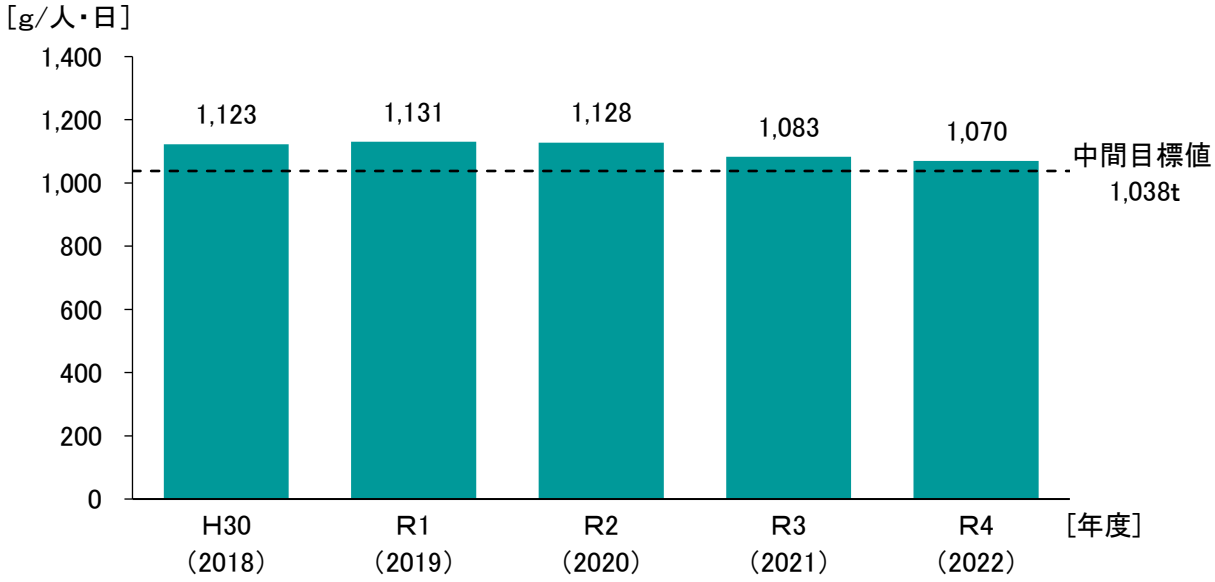

図３－３　１人１日当たりのごみ発生量の推移

表３－４　全国、県及び大里広域市町村圏組合管内他市町との
１人１日当たりのごみ発生量の比較　　単位：g/人･日

年　度	H29 （2017）	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）
熊谷市	1,117	1,123	1,131	1,128	1,083
全国	920	919	918	901	890
埼玉県	858	858	861	861	841
深谷市	1,075	1,102	1,089	1,081	1,053
寄居町	857	881	890	941	907

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

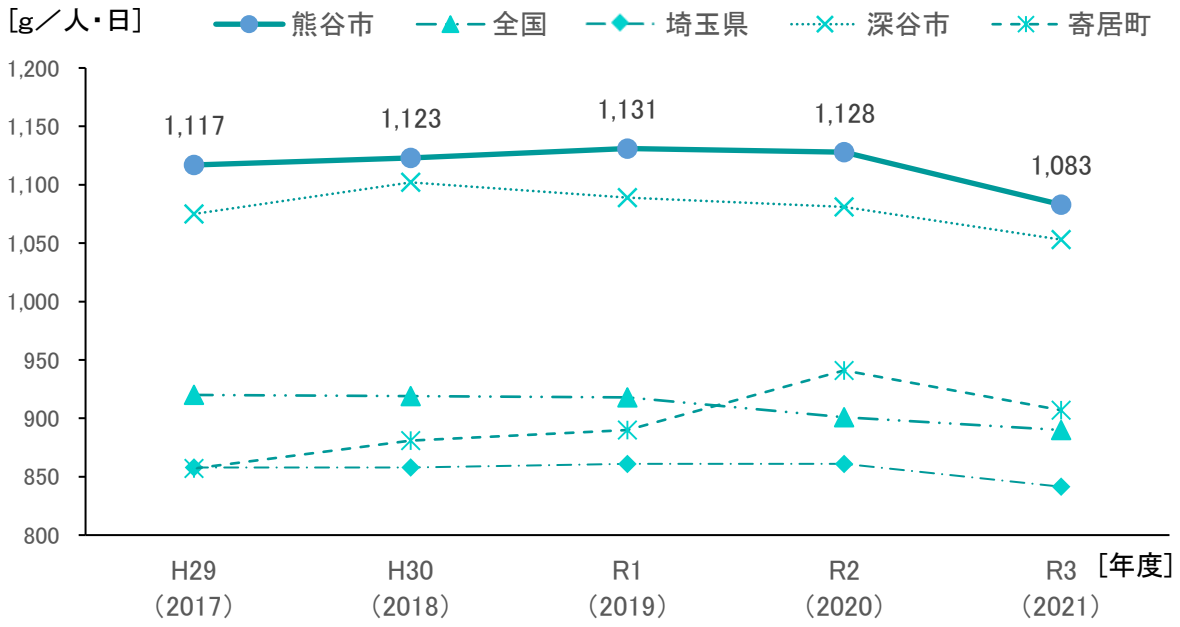

図３－４　全国、県及び大里広域市町村圏組合管内他市町との
１人１日当たりのごみ発生量の比較

第４節　リサイクル率（資源化率）の推移

本市におけるリサイクル率を示します。平成３０年度から令和４年度までおおむね横ばいで推移しています。本計画ではごみ発生量を基準として、令和５年度にリサイクル率を２４.２%とする目標値が掲げられており、更なるごみの減量及びリサイクル量の増加が必要です。

表３－５　リサイクル率の推移　　単位：%

年度／率	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2022）中間目標値
リサイクル率	20.19	20.44	20.73	20.86	20.12	24.20

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査、令和５年度熊谷市清掃事業概要

リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

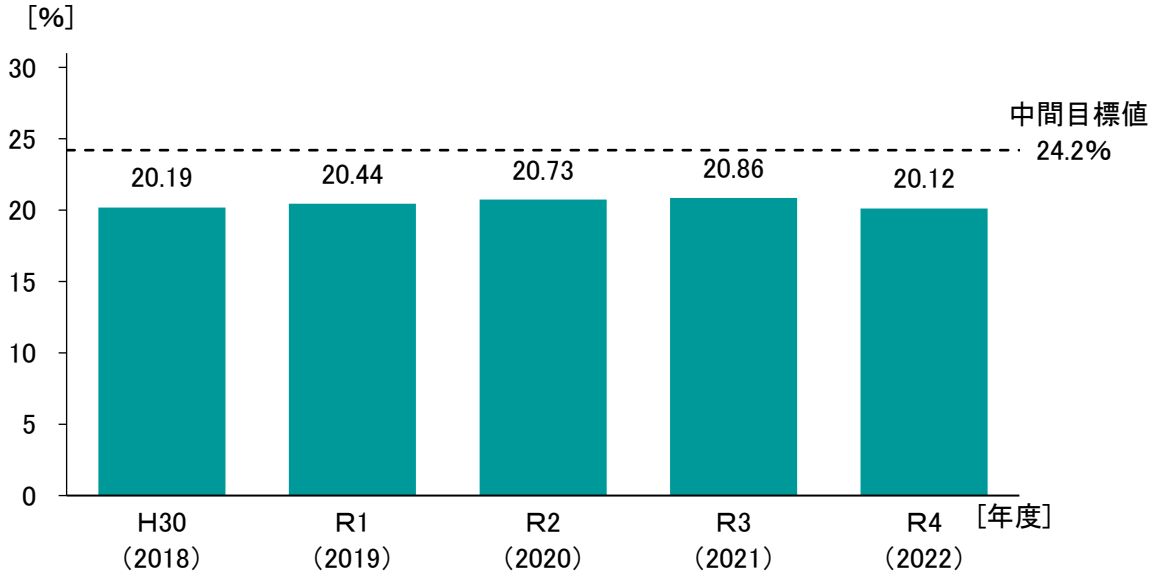

図３－５　リサイクル率の推移

表３－６　全国、県及び大里広域市町村圏組合管内他市町とのリサイクル率の比較

単位：%

年　度	H29（2017）	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
熊谷市	21.16	20.19	20.44	20.73	20.86
全国	20.22	19.94	19.61	19.95	19.89
埼玉県	24.90	23.91	23.70	24.43	24.17
深谷市	22.78	21.41	22.47	22.37	22.46
寄居町	22.55	19.95	22.61	22.92	23.21

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

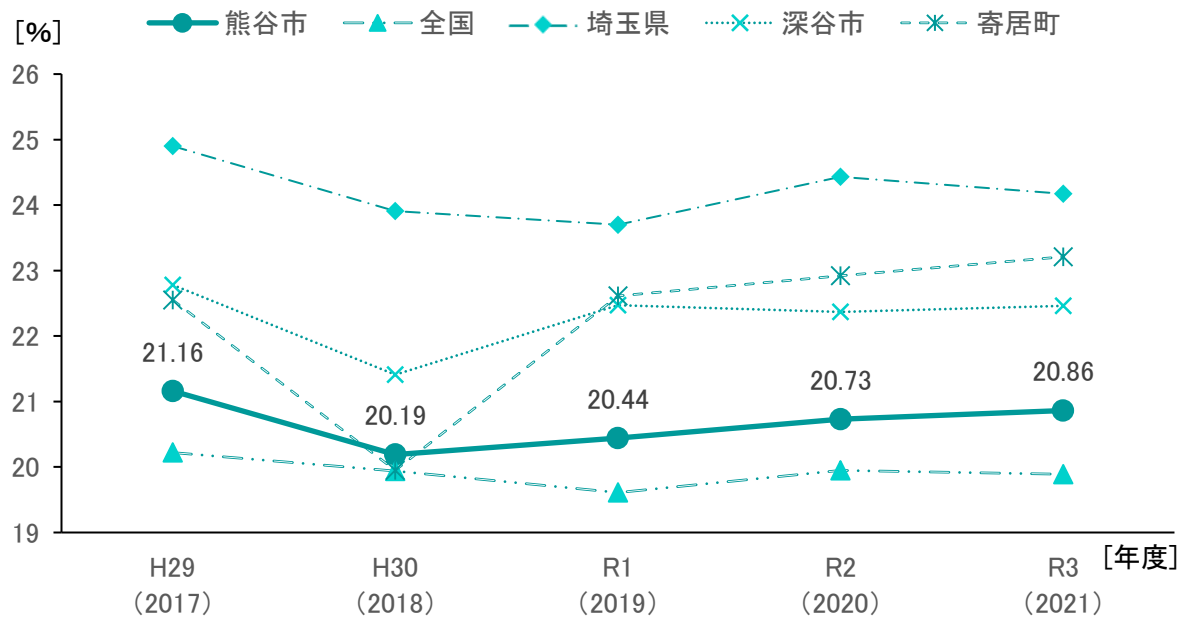

図３－６　全国、県及び大里広域市町村圏組合管内他市町とのリサイクル率の比較

第５節　容器包装リサイクル法に基づく分別収集量

容器包装廃棄物の 5Rを推進し、最終処分場の延命化を始めとする廃棄物処理施設の適正管理を図るとともに、循環型社会の形成を目指すため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第８条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、リサイクルを推進しています。

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」及び「包装」であり、商品を消費したり、商品を分離した場合に不要となるものです。

容器包装リサイクル法の分別収集の対象となる容器包装は、スチール缶、アルミ缶、ガラスビン、紙パック、ダンボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装です。

現在本市では、熊谷市分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスビン（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトルを分別収集しています。

表３－７　本市の分別収集・引渡量　　単位：ｔ

年度／品目	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）
スチール缶	196.9	192.7	195.5	174.8	170.6
アルミ缶	155.7	170.3	197.1	184.9	178.4
ビン（無色）	94.2	77.5	64.3	64.8	65.4
ビン（茶色）	184.8	148.0	144.9	156.6	156.2
ビン（その他）	47.1	44.0	50.6	41.5	43.2
飲料用紙パック	34.0	34.5	40.3	36.1	33.1
ダンボール	878.0	939.2	1242.5	1230.3	1191.2
その他の紙製容器包装	34.3	35.1	42.8	38.7	35.0
ペットボトル	414.3	456.2	439.1	460.8	475.5
その他プラスチック製容器包装	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

資料：容器包装リサイクル法に基づく分別収集等の実績について

第６節　リサイクル活動回収量（集団回収量）

日常生活から排出される廃棄物の中で再利用できる資源は、自治会や子供会等の団体により集団回収が行われています。

本市ではリサイクルに取り組む団体の活動を支援するため、リサイクル活動推進奨励金を交付しています。

回収量の減少は、新型コロナウイルス禍の影響による実施団体数の減少や、新聞、雑誌類の流通量の減少、梱包用のダンボールの軽量化及び、簡易包装の推進などの影響によるものと考えられます。

表３－８　リサイクル活動推進奨励金交付制度の概要

区　分	概　要
実施団体	リサイクル活動登録団体数　207　団体（令和４年度） 自治会 51　子供会　43　学校　32　PTA　37　長寿会　6　その他　38
対象有価物	紙類、金属類、布類、ビン類、廃食用油、家庭系生ごみ
奨励金額	３円/kg･ℓ　令和４年度実績　5,335,080 円

表３－９　リサイクル活動回収量の推移　　単位：t

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）
回収量	2,908	2,728	1,717	1,867	1,778

資料：熊谷市清掃事業概要

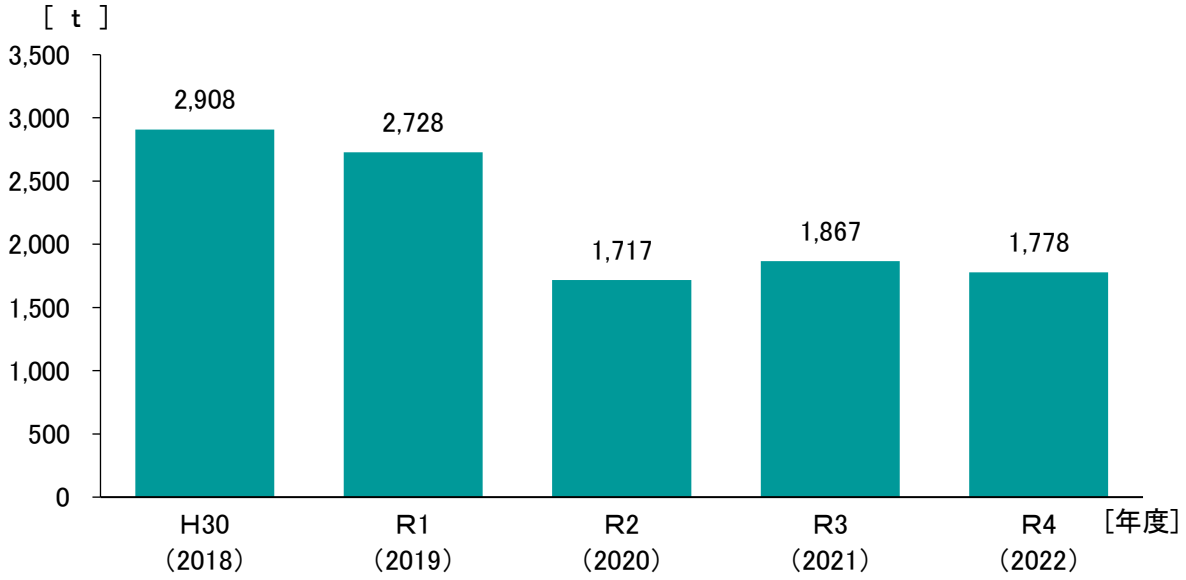

図３－７　リサイクル活動回収量の推移

第７節　家庭用生ごみ処理容器等購入補助台数の推移

本市では、家庭系ごみにおける生ごみの減量化を目的として、各家庭での自家処理を促進するため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者を対象とした補助金制度を設けています。平成 30 年度に補助台数が多い要因は、マスメディアにおいて本制度が周知されたことによるものと考えられます。しかしながら、その後の補助台数は伸び悩みが続いており、市内及び近隣市町の小売店舗等にチラシやポスターを配布するなどの更なる周知が必要です。

表３－１０　家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度の概要

区　分	概　要
交付対象	市内在住（事業所を除く）で、自己所有地又は自己管理下にある土地でこれを使用できる者
補助金額	生ごみ処理容器は 1 世帯につき 2 個まで、生ごみ処理機は 1 世帯につき 1 台までを対象としています。（※購入金額の 1/2、金額は上限額） 生ごみ処理容器　5,000 円/個 生ごみ処理機　30,000 円/台

表３－１１　家庭用生ごみ処理容器等購入補助台数の推移

単位：個（生ごみ処理容器）・台（生ごみ処理機）

種　類 / 年　度	生ごみ処理容器	生ごみ処理機	合計
H30（2018）	26	147	173
R1（2019）	62	71	133
R2（2020）	37	57	94
R3（2021）	44	64	108
R4（2022）	45	45	90

資料：熊谷市清掃事業概要

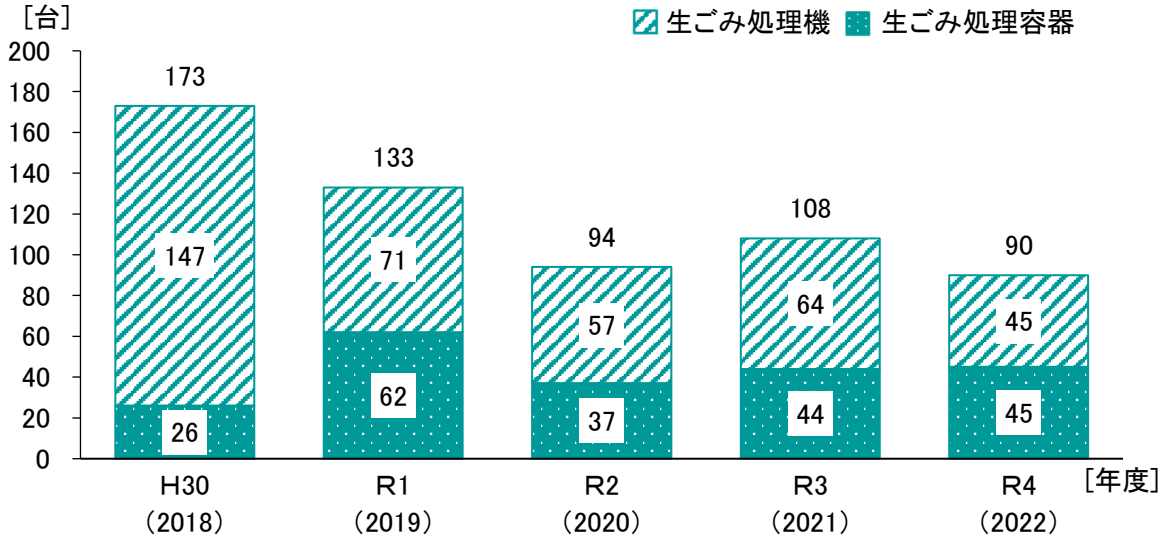

図３－８　家庭用生ごみ処理容器等購入補助台数の推移





第８節　一般廃棄物処理業許可業者数

市内における一般廃棄物の収集運搬を自らの業として行うことを許可した業者が保有する運搬能力は、令和４年度に発生した事業系一般廃棄物の総排出量を上回っています。本市では、許可の乱発による過当競争や収集した廃棄物の不適正な処理を防止するため、原則、新たな一般廃棄物処理業の許可は行わず、既存の許可業者による適正な収集運搬業務を継続していきます。

表３－１２　一般廃棄物収集運搬及び処分業許可業者　（令和５年１１月１日現在）

許可業者数	収集運搬業	66社
	処分業	4社

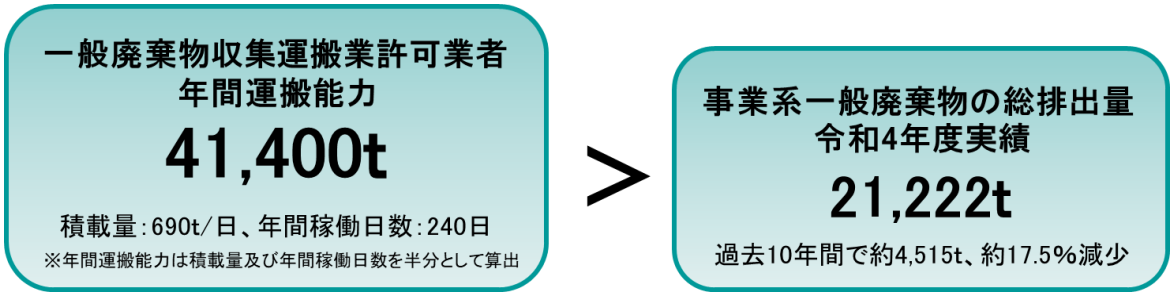

図３－９　一般廃棄物収集運搬業許可業者の年間運搬能力と
事業系一般廃棄物の総排出量の比較

第９節　区域外処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としています。

自区外へ廃棄物を搬出する際は、廃棄物処理法第６条第３項に基づき、搬出先の市町村と搬出元の市町村で協議を行っています。

本市の蛍光管等の有害ごみは他市の事業者が処理し、他市のビンや焼却灰等は市内の事業者が処理し、資源として活用しています。

表３－１３　本市からの搬出の例　（令和４年度）

蛍光管、乾電池	北海道北見市
動植物性残渣、食品循環資源	寄居町
木くず	深谷市
食品廃棄物	本庄市

表３－１４　本市への搬入の例　（令和４年度）

ビン	加須市、秩父広域市町村圏組合
焼却灰	さいたま市他（14市町・11広域組合）
廃タイヤ	ふじみ野市他（4市・1広域組合）
溶融スラグ	川越市
木くず	寄居町、行田市
植物性残渣	久喜宮代衛生組合

第１０節　ごみの収集運搬体制

本市におけるごみの種類別収集運搬及び処分体制は以下のとおりです。

表３－１５　ごみの種類別収集頻度と排出方法

種　類	収集回数	排出方法
燃えるごみ	週２回	透明・半透明の袋に入れて集積所に排出する
不燃ごみ	４週１回	透明袋に入れて集積所に排出する
資源物（カン）	４週１回	透明袋に入れて集積所に排出する
資源物（ビン）	４週１回	透明袋に入れて集積所に排出する
資源物（ペットボトル）	４週１回	透明袋に入れて集積所に排出する
資源物（紙類）	週１回	束ねて集積所に排出する
粗大ごみ	週１回	集積所に排出するか有料リクエスト収集
家電リサイクル法対象品目		販売店または専門の処理業者へ
有害ごみ（電池・蛍光管等）	随　時	指定場所収集（市役所・行政センター・公民館等）に包装せずそのまま排出
小型充電式充電池	随　時	指定場所（環境美化センター・行政センター・環境推進課）に持参
処理施設で受入不能ごみ		販売店または専門の処理業者に相談
一度に多量のごみ（引越し等）		自己搬入もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者へ
パソコン等		メーカーに相談（PC リサイクルマーク付） パソコン 3R 推進センターに相談 （PC リサイクルマーク無）もしくは専門の処理業者へ
ハートフル収集	随　時	高齢者世帯・障害者世帯等を対象に訪問収集
有料リクエスト収集	随　時	大型家具等要望に応じて訪問収集
事業系ごみ		自己搬入もしくは 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ

表３－１６　自己搬入先ごみ処理施設

種　類	受入れ先ごみ処理施設
燃えるごみ	大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター 大里広域市町村圏組合立江南清掃センター 大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター
燃えないもの・粗大ごみ	熊谷市一般廃棄物最終処分場（熊谷市不燃物分別受入施設）

第１１節　ごみ処理施設の現状

処理施設のうち、可燃物処理施設（熊谷衛生センター、江南清掃センター、深谷清掃センター）及び不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター）は、大里広域市町村圏組合で管理運営をしています。大里広域市町村圏組合は熊谷市、深谷市、寄居町により組織され、これらの施設の管理運営のほか、介護保険事務を取り扱っています。

なお、本市で運営する熊谷市一般廃棄物最終処分場では、家庭から排出される陶磁器等の廃棄物を埋め立てにより処分しています。

人口単位：人

表３－１７　大里広域市町村圏組合の構成市町の人口・世帯数　　世帯単位：世帯

区　分	熊谷市	深谷市	寄居町	合計
人　口	192,465	141,343	32,106	365,914
世　帯	89,182	62,188	14,906	166,276

資料：住民基本台帳（令和５年４月１日）

大里広域市町村圏組合を構成する市町の可燃物処理施設への搬出量を示します。令和４年度の本市の搬出量は、全搬出量の約 54.3%を占めています。大里広域クリーンセンターからは、分別等を行う中で選別された可燃物の搬出があります。

表３－１８　大里広域市町村圏組合　構成市町等可燃ごみ搬出量の推移　　単位：ｔ

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）
熊谷市	67,437	71,291	70,409	67,167	66,675
深谷市	44,152	47,917	47,290	46,091	46,085
寄居町	5,941	9,120	9,513	9,048	9,165
大里広域クリーンセンター	456	517	545	787	770
合　計	117,986	128,845	127,757	123,093	122,695

資料：令和５年度大里広域市町村圏組合概要

熊谷衛生センターでは、焼却施設の基幹部分の大規模改良工事が平成 30 年度に完了したことに伴い、令和元年度から搬入量が増加しています。

表３－１９　大里広域市町村圏組合の各焼却施設へのごみ搬入量の推移　　単位：ｔ

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）
熊谷衛生センター	60,730	75,668	76,818	73,044	72,167
江南清掃センター	24,572	23,544	24,328	23,019	24,005
深谷清掃センター	32,684	29,633	26,611	27,030	26,523
合　計	117,986	128,845	127,757	123,093	122,695

資料：大里広域市町村圏組合概要

表３－２０　大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センターの概要

施設概要	熊谷市西別府583－1	
	第1工場	第2工場
	可燃物処理施設 昭和55年4月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力　140t／日（70t／24h×2炉）	可燃物処理施設 平成元年9月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力　180t／日（90t／24h×2炉）
現状	第1工場は平成13年5月（平成15年3月完成）、第2工場は平成11年9月（平成13年3月完成）に、ダイオキシン対策として排ガス高度処理施設整備工事を行うとともに、施設に一部改良工事を行い延命化を図りました。 平成18年度からは市町村合併により構成市町が熊谷市、深谷市及び寄居町になったことに伴い、搬入区域の見直しを行いました。 また、平成22年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定し、第2工場については平成25・26年度に、第1工場については平成29・30年度に施設の基幹部分の大規模な改良工事を実施したことにより、機能保全と延命化を図っています。	

令和４年度、本市の搬入量は全搬入量の約 76.7%を占めています。

表３－２１　大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センターごみ搬入量の推移　　単位：t

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）
熊谷市	52,515	61,062	59,867	56,977	55,365
深谷市	7,961	14,267	16,612	15,535	16,276
寄居町	0	33	1	1	1
大里広域クリーンセンター	254	306	338	531	525
合　計	60,730	75,668	76,818	73,044	72,167

資料：大里広域市町村圏組合概要



大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター

表３－２２　大里広域市町村圏組合立江南清掃センターの概要

施設概要	熊谷市千代9
	可燃物処理施設 昭和54年12月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力　100t／日（50t／24h×2炉）
現状	平成13年5月（平成15年3月完成）に、ダイオキシン対策として排ガス高度処理施設整備工事を行うとともに、施設の一部改良工事を行い延命化を図りました。 平成19年2月熊谷市と江南町の合併に伴い、搬入区域の見直しを行いました。 また、平成22年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定し、平成27・28年度に施設の基幹部分の大規模な改良工事を実施したことにより、機能保全と延命化を図っています。

令和４年度、本市の搬入量は全搬入量の約47.1%を占めています。

表３－２３　大里広域市町村圏組合立江南清掃センターごみ搬入量の推移　単位：t

年　度	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）
熊谷市	14,909	10,225	10,539	10,187	11,305
深谷市	4,299	5,075	5,073	4,823	4,732
寄居町	5,162	8,032	8,523	7,852	7,827
大里広域クリーンセンター	202	212	193	157	141
合　計	24,572	23,544	24,328	23,019	24,005

資料：大里広域市町村圏組合概要





大里広域市町村圏組合立江南清掃センター

表３－２４　大里広域市町村圏組合立深谷清掃センターの概要

施設概要	深谷市樫合750
	可燃物処理施設 平成4年4月稼動 排ガス高度処理施設 全連続燃焼式ストーカー炉 処理能力　120t／日（60t／24h×2炉）
現状	平成13年5月（平成15年3月完成）に、ダイオキシン対策として排ガス高度処理施設整備工事を行うとともに、施設の一部改良工事を行い延命化を図りました。 また、平成22年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定し、平成27・28年度に施設の基幹部分の大規模な改良工事を実施したことにより、機能保全と延命化を図っています。

令和４年度、本市の搬入量は市民からの直接搬入が少量あるのみです。

表３－２５　大里広域市町村圏組合立深谷清掃センターごみ搬入量の推移　単位：t

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2022）
熊谷市	14	3	3	3	4
深谷市	31,892	28,574	25,604	25,733	25,077
寄居町	778	1,056	991	1,196	1,337
大里広域クリーンセンター	0	0	13	98	105
合　計	32,684	29,633	26,611	27,030	26,523

資料：大里広域市町村圏組合概要



大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター

表３－２６　大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンターの概要

施設概要	熊谷市大麻生200－2	
	不燃物処理施設 昭和58年4月稼動 横型回転式破砕機 処理能力　60t／日	ペットボトル減容化施設 平成12年4月稼動 処理能力　4t／5h（400kg／h×2基）
現状	不燃物処理施設は、昭和58年4月に稼動し、平成7年5月に金属プレス機の設置を、また平成11年12月には、ペットボトル減容化施設の建設等を行いました。 平成23年度には、老朽化した破砕機を更新し、不燃物処理の効率化と更なる再資源化を図りました。また、平成26年10月から小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型家電等の再資源化を行っています。	

令和４年度、本市の搬入量は全搬入量の約 50.2%を占めています。

表３－２７　大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンターごみ搬入量の推移　単位：t

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2021）
熊谷市	4,491	4,396	4,911	4,363	3,951
深谷市	3,888	3,909	4,241	3,688	3,232
寄居町	789	783	834	761	691
合　計	9,168	9,088	9,986	8,812	7,874

資料：大里広域市町村圏組合概要





大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター

表３－２８　熊谷市一般廃棄物最終処分場

施設概要	熊谷市拾六間76－1
	平成4年4月稼動
主要設備	・埋め立て処分場 ・浸出水処理施設 前処理施設、原水ピット 生物処理施設、物理化学処理設備 汚泥処理設備、制御盤 薬注設備
埋立容量	123，038m^2
埋立物	ガラ、不燃物の一部等

表３－２９　熊谷市一般廃棄物最終処分場の埋立量の推移　　単位：m^3

年　度	H30 （2018）	R1 （2019）	R2 （2020）	R3 （2021）	R4 （2021）
埋立量	109	243	199	231	177

※覆土を含めた埋立量　　資料：令和５年度熊谷市清掃事業概要

平成 13 年度以降に実施しているごみ焼却灰のセメント再資源化事業の進展により、最終処分場の延命化が図られています。

令和５年４月１日現在、埋め立て可能な容量は約 59,266 ㎥であり、過去 10 年間の平均値（約 276 ㎥）から考慮すると、本計画期間内における新たな用地確保の必要性は少なくなっています。





熊谷市一般廃棄物最終処分場

第１２節　ごみ処理経費

１　収集運搬経費

収集運搬経費は、家庭系ごみの収集運搬業務にかかる人件費、環境美化センターの維持管理経費、収集運搬業務委託費等の経費です。

人件費や収集体制の変更等の影響で、年度による増減が生じています。

表３－３０　収集運搬経費の推移　　単位：円

年　度	収集運搬経費
H30（2018）	662,556,061
R1（2019）	665,561,418
R2（2020）	605,240,786
R3（2021）	647,319,424
R4（2022）	625,576,733

資料：令和５年度熊谷市清掃事業概要

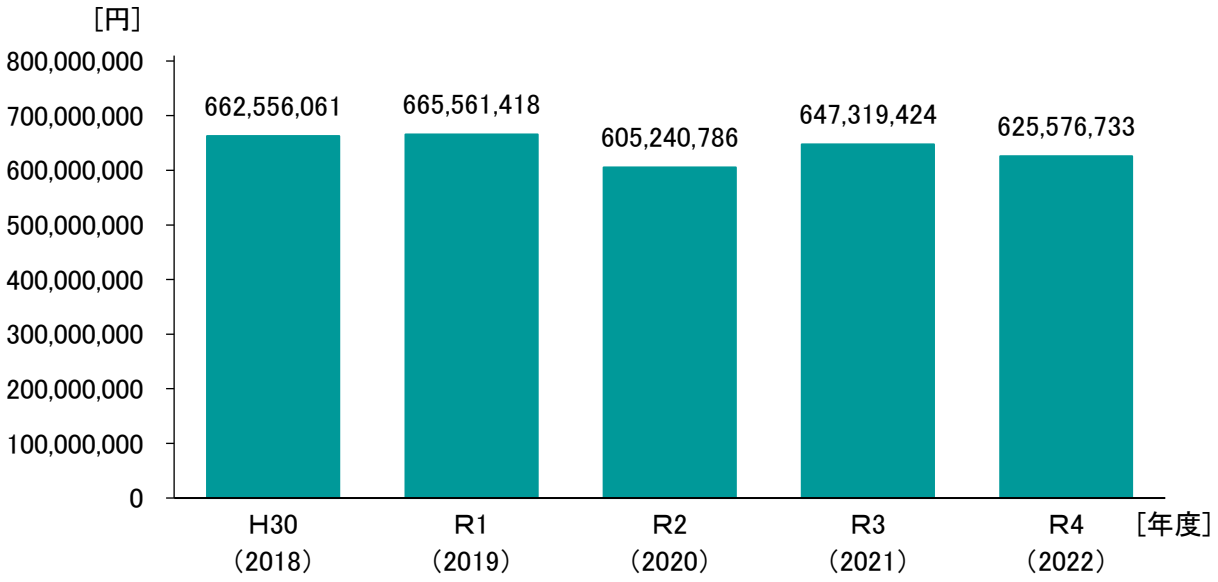

図３－１０　収集運搬経費の推移

２　焼却経費

焼却経費とは、大里広域市町村圏組合が管理している可燃物処理施設（熊谷衛生センター、江南清掃センター、深谷清掃センター）を管理運営していくための一般管理費、施設補修費、運転管理委託費、光熱水費、薬剤費、環境分析費等の経費です。

この焼却経費は、熊谷市、深谷市、寄居町からの負担金で賄われており、下表に本市における負担金額の経年変化を示しました。経費の増減につきましては、焼却施設各部の施設修繕費、燃料費や光熱水費等により変化します。

表３－３１　本市における焼却経費の負担金の推移　　単位：円

年　度	焼却経費の負担金
H30（2018）	1,335,061,276
R1（2019）	1,168,290,465
R2（2020）	1,300,890,096
R3（2021）	1,353,621,586
R4（2022）	1,289,887,610

資料：令和５年度熊谷市清掃事業概要

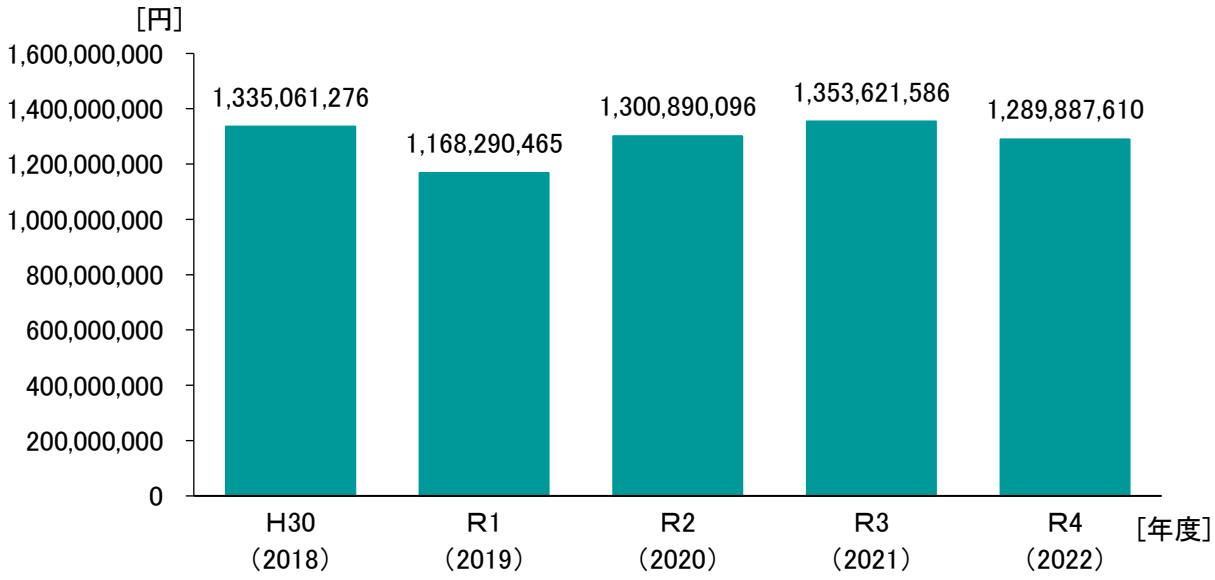

図３－１１　本市における焼却経費の負担金の推移

３　不燃物処理経費

不燃物処理経費とは、大里広域市町村圏組合が管理している不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター）を管理していくための一般管理費、施設補修費、運転管理委託費、最終処分費等の経費です。

この不燃物処理経費は、熊谷市、深谷市、寄居町からの負担金で賄われており、下表に熊谷市負担金額の経年変化を示しました。施設補修費や運転管理委託費等により増減があり、令和４年度は、施設補修工事を行ったことから経費が増加しています。

表３－３２　本市における不燃物処理経費の負担金の推移　　単位：円

年　度	不燃物処理経費の負担金
H30（2018）	178,302,806
R1（2019）	185,104,755
R2（2020）	209,291,392
R3（2021）	194,689,886
R4（2022）	218,197,220

資料：令和５年度熊谷市清掃事業概要

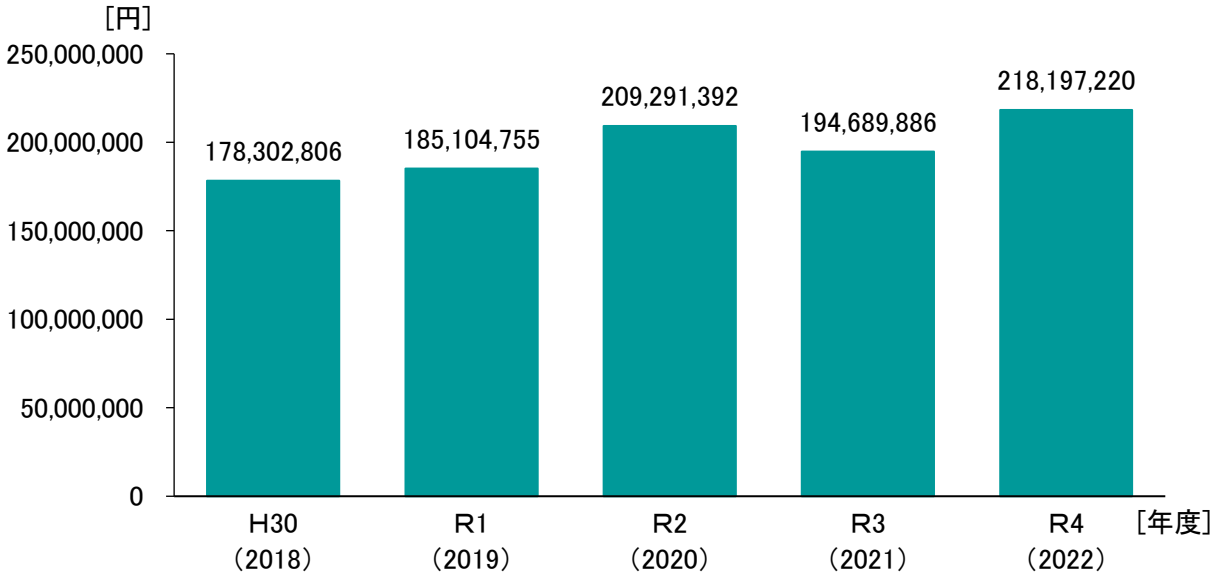

図３－１２　本市における不燃物処理経費の負担金の推移

４　一般廃棄物最終処分場維持管理経費

一般廃棄物最終処分場維持管理経費とは、市が管理している一般廃棄物最終処分場を維持管理していくための一般管理費、施設補修費、管理運営委託費、検査等委託費、警備委託費等の経費です。

施設の修繕等に係る経費により増減があります。

表３－３３　一般廃棄物最終処分場維持管理経費の推移　　単位：円

年　度	維持管理経費
H30（2018）	27,409,054
R1（2019）	26,148,397
R2（2020）	32,351,819
R3（2021）	25,059,228
R4（2022）	28,869,334

資料：熊谷市一般会計歳入歳出決算事項別明細書

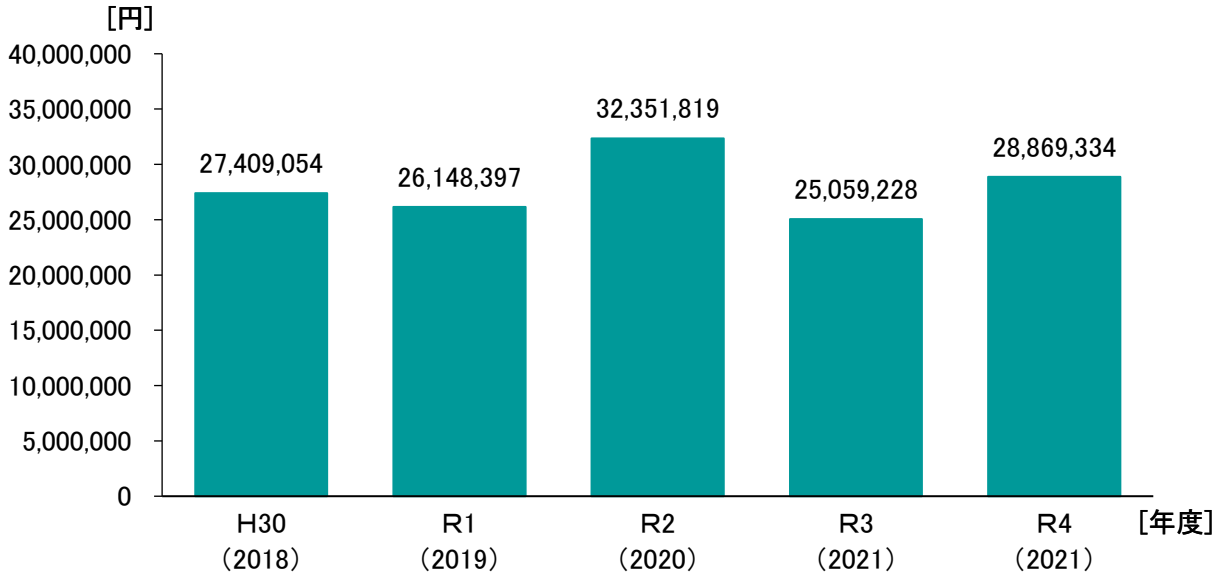

図３－１３　一般廃棄物最終処分場維持管理経費の推移

第１３節　ごみ処理の課題

ごみの減量化と資源の有効活用、安定処理のため、各段階において次のような課題があります。

表３－３４　ごみの発生段階ごとの課題

区　分	概　要
排出前段階	人口及びごみの発生量・排出量に減少傾向が見受けられますが、リサイクル率については、伸び悩んでいます。そのため、5R によるごみの発生・排出抑制や再生利用の推進を図る必要があります。
排出段階	ごみの発生量・排出量は共に減少傾向にありますが、更なるごみの減量化を図るため、市民・事業者に発生・排出抑制の推進や分別の徹底を図る必要があります。 また、燃えるごみの中で資源化できる雑がみ類（ミックスペーパー）や古布、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、木質系ごみの分別の細分化についても検討が必要です。
収集運搬段階	今後進めていく資源物の分別の細分化に合わせた収集運搬体制と災害時の対応の確立について検討の必要があります。
中間処理段階	大里広域市町村圏組合が管理している不燃物処理施設（大里広域クリーンセンター）は、度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきましたが、建物の躯体の老朽化は避けられず、今後の施設の在り方について、大里広域市町村圏組合及び構成市町で協議を重ねていく必要があります。
最終処分段階	ごみ処理施設から排出された焼却灰等は市内のセメント工場でセメント原料として資源化されています。その結果、一般廃棄物最終処分場の埋立量は、当面確保されている状況です。 一般廃棄物最終処分場と同時に建設された浸出水処理施設においては、部分的劣化の可能性を考慮し、施設の更新も視野に入れながら、周辺環境に悪影響を与えぬよう、適正な運転管理を実施していく必要があります。

第４章　基本理念・基本方針

第１節　基本理念

本計画の基本理念は、前期計画からの継承、上位計画の方針を受けて次のとおりとします。

「３Ｒから５Ｒへ　循環型社会の実現へ向けて」

第２節　基本方針

基本理念のもとに、本計画では次の３つの基本方針に基づき個別の事業を展開していきます。

基本方針１	５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

市民一人一人によるごみの減量と資源の有効活用などの５Ｒの取組を推進し、循環型社会の実現を目指します。

基本方針２	市民・事業者・行政におけるパートナーシップ（協働）の更なる推進

循環型社会の実現に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し実践するとともに、相互の連携を意識した取組が必要です。

市民・事業者のごみ問題に関する意識向上を図るため、環境学習や各種イベントでの普及啓発を推進します。

基本方針３	強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築

ごみの収集運搬、資源化・処理・処分工程において、安定性、継続性、経済性、効率性を考慮した処理システムを構築します。

大規模災害時にも廃棄物の処理が滞ることがない様に、仮置場を始めとする強固で安定した収集運搬、処理体制の構築を検討します。

第３節　数値目標

本計画の目標値は、第２次熊谷市総合振興計画後期計画及び第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）の目標値（市民１人１日当たりのごみ排出量、資源化率）を考慮し、次のとおり定めます。

表４－１　計画目標値

項目＼年度	前期計画策定時の現状 平成29年度 （2017）	現状 令和4年度 （2022）	中間目標 令和5年度 （2023）	計画目標 令和10年度 （2028） （前期計画での計画目標）
ごみ発生量	81,148t	75,588t	71,900t	65,300t （65,300t）
市民１人１日当たりのごみ発生量	1,117g	1,070g	1,038g	994g （994g）
ごみの資源化率	21.16%	20.12%	24.2%	25.2% （25.2%）
家庭系ごみ排出量	52,319t	52,588t	46,900t	42,400t （42,400t）
事業系ごみ排出量	25,580t	21,222t	21,900t	20,000t （20,000t）
ごみ分別アプリのダウンロード数	5,938 回	28,136 回	14,000 回	50,000 回 （16,000 回）

※第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画、第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）では実績値に対して年度間の人口減少率等を掛け合わせて推計しています。本計画も同様の推計方法で算出しています。

●施策の体系図

基本方針

基本理念

３Ｒから５Ｒへ　循環型社会の実現に向けて

１　５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

２　市民・事業者・行政におけるパートナーシップ(協働)の更なる推進

３　強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築

基本施策	実施施策
１　リフューズ（拒否）の推進	①リフューズによるごみの発生抑制の啓発
	②マイバッグの普及促進とレジ袋削減の推進
	③マイボトル等の活用の推進
２　リデュース（減量）の推進	①リデュースによるごみの発生抑制の啓発
	②食品ロスの削減
	③フードドライブ・フードバンク活動の推進【新規】
	④エコクッキングの推奨
	⑤地域性を生かしたリデュースの推進【新規】
	⑥生ごみの水切りの推進
	⑦生ごみ処理容器等によるごみ減量化の支援
３　リユース（再利用）の推進	①リユースによるごみの発生抑制の啓発
	②フードドライブ・フードバンク活動の推進【新規】（再掲）
	③リサイクルフェアの充実
	④リユース食器等の利用推進【新規】
	⑤市主催フリーマーケットの開催
４　リペア（修理）の推進	①リペアによるごみの発生抑制の啓発
	②リサイクルフェアの充実（再掲）
５　リサイクル（再生）の推進	①資源の再生利用の推進
	②資源化可能な廃棄物の周知と推進【新規】
	③小型家電リサイクルの推進
	④資源化手法の拡充
	⑤リサイクル活動の推進
６　その他のリサイクルの推進	①廃棄物からのエネルギー回収
７　パートナーシップの推進	①市民への情報提供
	②市民団体への支援
	③自治会や警察との連携の強化【新規】
	④事業系ごみの排出抑制
	⑤環境美化意識の普及啓発
	⑥小売業者との連携
	⑦エコショップ認定制度の推進
８　ごみ関連イベントの推進	①エコライフフェアの充実
	②フードドライブ・フードバンク活動の推進【新規】（再掲）
	③リサイクルフェアの充実（再掲）
	④ごみ処理施設等の見学会の実施
	⑤市主催フリーマーケットの開催（再掲）
	⑥環境教育の充実
９　循環型ごみ処理体制の確立	①分別の徹底と細分化
	②資源化可能な廃棄物の周知と推進【新規】（再掲）
	③プラスチック使用製品等の分別収集の検討【新規】
	④生ごみの堆肥化
	⑤廃食用油のリサイクルの促進
	⑥焼却灰のセメント再資源化の継続
	⑦家庭ごみ有料化の検討
	⑧新たなごみ処理体制の検討
１０　ごみ処理施設の整備	①施設の在り方についての検討
	②計画的なごみ処理施設の整備
	③最終処分場の適正管理
１１　その他の対策	①持続可能な循環型社会の実現【新規】
	②環境美化推進員制度の充実
	③一般廃棄物収集運搬業者の指導
	④排出事業者への指導の強化
	⑤不法投棄、ごみの散乱防止対策
	⑥自治会や警察との連携強化【新規】（再掲）
	⑦災害廃棄物処理対策
	⑧国や県との連携の強化
	⑨SNS 等を活用した家庭系ごみの適正排出の周知【新規】
	⑩ハートフル収集の継続と新たな収集体制の検討【新規】

第５章　ごみ処理計画

基本方針１　５Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進

5R には各段階において、期待される行動があります。そこで、限りある資源を有効に活用するため、5R を一層推進し、更なるごみ減量、資源化率の向上を図ります。



基本施策１　リフューズ（拒否）の推進

実施施策	施策の方向性	内容
①リフューズによるごみの発生抑制の啓発	継続	消費者に対し、ごみになってしまうものの購入を控え、過剰包装を断るよう啓発します。
②マイバッグの普及促進とレジ袋削減の推進	拡大	マイバッグの普及促進を図り、レジ袋の削減を推進します。特にマイバッグを日頃使用しない方に対して啓発を行います。 ※令和2年7月から、全国一律でレジ袋が有料化されました。
③マイボトル等の活用の推進	継続	マイボトル・マイカップ・マイ箸の活用を推進し、プラスチックごみの排出抑制を図ります。

基本施策２　リデュース（減量）の推進



実施施策	施策の方向性	内容
①リデュースによるごみの発生抑制の啓発	継続	小売業者に対し、ごみの少ない商品の積極販売と適正包装及び再資源化に向けた使用済み商品等の店頭回収を促進します。 消費者に対し、ごみになりにくい商品等の購入を促します。
②食品ロスの削減	拡大	食材の使いきり、食品の食べきりに関する情報発信を行います。 食品ロスの実態を把握し、効果的な削減方法について検討を進めます。
③フードドライブ・フードバンク活動の推進	新規	エコライフフェアなどの市主催のイベントにおいてフードドライブ・フードバンク活動を実施するとともに、新たな実施方法について検討します。
④エコクッキングの推奨	継続	ホームページ等により、ごみを出さない調理方法の普及啓発を行います。
⑤地域性を生かしたリデュースの推進	新規	自然と調和した本市の地域性を生かし、ダンボールコンポストの普及を加速することで、生ごみの減量を図ります。 枝葉破砕機の貸出による枝葉の資源化を促進します。
⑥生ごみの水切りの推進	継続	生ごみの水切りグッズの普及と水切り方法の周知を図り、ごみの減量化を推進します。
⑦生ごみ処理容器等によるごみ減量化の支援	継続	生ごみ処理に関する情報を市民に提供していきます。 生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入世帯に支援を行います。



基本施策３　リユース（再利用）の推進

実施施策	施策の方向性	内容
①リユースによる ごみの発生抑制の啓発	継続	使い捨てではなく、何度も使える容器に入った製品を選ぶことや、まだ使える服などを必要としている人に譲るなど、家庭でできるリユースの提案を市民に行います。
②フードドライブ・フードバンク活動の推進	新規（再掲）	エコライフフェアなどの市主催のイベントにおいてフードドライブ・フードバンク活動を実施するとともに、新たな実施方法についても検討します。
③リサイクルフェアの充実	継続	現在、実施しているリサイクルフェアを継続して実施し、啓発を行っていきます。
④リユース食器等の 利用推進	新規	市主催のイベントにおいて、リユース食器の使用を積極的に行います。 小売業者に対し、イベント開催時においてリユース食器の使用を推奨することで、ワンウェイ製品の削減を図ります。
⑤市主催フリーマーケットの開催	継続	春・秋の年二回を目安にリサイクルやリユースの啓発のためフリーマーケットを開催します。



基本施策４　リペア（修理）の推進

実施施策	施策の方向性	内容
①リペアによる ごみの発生抑制の啓発	継続	電化製品、家具、衣類等は、修繕して長く使うよう啓発します。
②リサイクルフェアの充実	継続（再掲）	現在、実施しているリサイクルフェアを継続して実施し、啓発を行っていきます。



基本施策５　リサイクル（再生）の推進

実施施策	施策の方向性	内容
①資源の再生利用の推進	継続	資源を有効活用するため、地域での集団回収の輪が広がるよう啓発します。 再生品を使った商品など、環境にやさしい商品を選択するよう促します。
②資源化可能な廃棄物の周知と推進	新規	雑がみ（ミックスペーパー）や古布等の資源化可能な廃棄物について周知を図り、分別意識を醸成し資源化率の向上に努めます。
③小型家電リサイクルの推進	継続	小型家電の回収品目や宅配便による自宅回収等の周知を推進します。
④資源化手法の拡充	拡大	スーパー等販売店における店頭回収、公共施設などにおけるインクカートリッジや使用済筆記具等の拠点回収など、分別排出の機会を増やしていきます。
⑤リサイクル活動の推進	継続	自治会やPTA等が自主的に行う集団回収活動に対し支援を行うとともに、実施方法などの情報提供を行い、ごみの減量化・資源化を推進します。



基本施策６　その他のリサイクルの推進

実施施策	施策の方向性	内容
①廃棄物からのエネルギー回収	継続	サーマルリサイクルの一環として、熊谷衛生センター・江南清掃センター・深谷清掃センターでは、熱回収事業を実施しています。廃棄物を資源として捉えた、新たなエネルギーの回収利用方策について、今後、大里広域市町村圏組合と構成市町で検討します。

基本方針２　市民・事業者・行政におけるパートナーシップ（協働）の更なる推進

効果的なごみ減量を推進するために、市民・事業者・行政が、パートナーシップのもとでお互いの特性を生かし、役割を分担して行動します。



基本施策７　パートナーシップの推進

実施施策	施策の方向性	内容
①市民への情報提供	継続	市民と情報を共有し、ごみ減量化を推進します。 市報やホームページ等により情報を提供します。
②市民団体への支援	継続	自主的なごみ減量やリサイクルに取り組む市民団体等に対し、情報提供等を行います。
③自治会や警察との連携の強化	新規	地域におけるごみの排出のマナーの向上や、不法投棄等を抑制するため、自治会や警察との連携を強化します。
④事業系ごみの排出抑制	継続	事業系ごみの排出抑制について啓発を行います。 事業系ごみの減量化・資源化について情報を提供します。
⑤環境美化意識の普及啓発	継続	環境美化推進員に対して講習会を行い、地域住民への環境美化意識の普及啓発を図ります。
⑥小売業者との連携	継続	レジ袋等のプラスチックごみを削減するため、小売業者と連携し顧客への啓発を図ります。
⑦エコショップ認定制度の推進	継続	カンやペットボトル等の資源物の店頭回収やレジ袋等の減量に積極的に取り組んでいる小売店をエコショップとして認定し、イベント等への協力を依頼して啓発活動を行います。

基本施策８　ごみ関連イベントの推進



実施施策	施策の方向性	内容
①エコライフフェアの充実	拡大	エコライフフェアを通じて、ごみ排出抑制、資源化、ごみ減量化等の啓発及びフードドライブ・フードバンク活動を実施します。
②フードドライブ・フードバンク活動の推進	新規（再掲）	エコライフフェアなどの市主催のイベントにおいてフードドライブ・フードバンク活動を実施するとともに、新たな実施方法について検討します。
③リサイクルフェアの充実	継続（再掲）	ごみ集積所等に出された、まだ使うことのできる家具や自転車、古本、衣類等をリサイクルフェアで市民に提供し、ごみ減量や5Rについて啓発を行います。
④ごみ処理施設等の見学会の実施	継続	児童・生徒及び市民を対象にごみ処理施設等の見学会を実施し、ごみ減量化・資源化に対する理解を深めます。
⑤市主催フリーマーケットの開催	継続（再掲）	春・秋の年二回を目安にリサイクルやリユースの啓発のためフリーマーケットを開催します。
⑥環境教育の充実	拡大	施設見学会、出前講座等を活用し環境教育の充実を図っていきます。 ごみ減量化・資源化に関して市報やホームページにより積極的な情報提供や学習機会の拡充を行い、市民及び事業者の意識啓発を行っていきます。 小学生を対象にしたリサイクル工作教室を開催する等、ごみ減量化・資源化への理解を深める取組を行います。また、ダンボールコンポストによる生ごみの再生利用について啓発します。 学ぼう分別エコスクールや市政宅配講座の内容の充実を図り、市民にごみの減量、分別、リサイクルについて分かりやすく啓発を行います。 市民協働事業において作成したごみ分別 PR 動画を用いて、ごみの減量、適正排出等の啓発を行います。

基本方針３　強固で安定し、経済的なごみ処理システムの構築

適切な分別排出の周知を図ることで、リサイクルは推進されます。また、新たな分別品目を追加することで更なるごみ減量意識の醸成・資源化を推進することが出来ます。



基本施策９　循環型ごみ処理体制の確立

実施施策	施策の方向性	内容
①分別の徹底と細分化	継続	現在行っているカン・ビン・ペットボトル・紙類等の分別の徹底を図ります。
②資源化可能な廃棄物の周知と推進	新規（再掲）	雑がみ（ミックスペーパー）や古布等の資源化可能な廃棄物について周知を図り、分別意識を醸成し資源化率の向上に努めます。
③プラスチック使用製品等の分別収集の検討	新規	資源化率の向上とごみの量の削減のため、プラスチック使用製品等の分別収集について検討します。
④生ごみの堆肥化	拡大	生ごみ堆肥化事業者や市民団体に対し、情報提供等の支援を行うとともに、共同啓発について検討します。
⑤廃食用油のリサイクルの促進	継続	天ぷら油などの廃食用油のリサイクルを促進します。
⑥焼却灰のセメント再資源化の継続	継続	中間処理施設から排出された焼却灰等を有効利用するため、市内工場にてセメント再資源化事業を継続します。
⑦家庭ごみ有料化の検討	継続	家庭ごみの有料化は、ごみの排出量に応じて費用を負担する仕組みで、ごみの分別の徹底や不用品の購入抑制、多量排出者と少量排出者の不公平感を低減するといった効果が期待できます。 しかしながら有料化を実施するに当たり、市民に新たな負担を生じることにもなるため、他の減量化の施策を進めるなかで、その効果を勘案しながら検討します。
⑧新たなごみ処理体制の検討	継続	廃棄物からの発電をはじめとしたエネルギー回収について、大里広域市町村圏組合及び構成市町で検討します。

基本施策１０　ごみ処理施設の整備

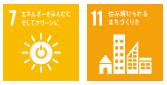

実施施策	施策の方向性	内容
①施設の在り方についての検討	継続	大里広域市町村圏組合で運営する焼却施設及び不燃物処理施設は、度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきましたが、躯体の老朽化は避けられない状況です。そこで、焼却施設は、統廃合及び新施設の整備を、不燃物処理施設は、今後の施設の在り方を、大里広域市町村圏組合と構成市町で検討します。
②計画的なごみ処理施設の整備	継続	分別収集体制に即したごみ処理施設の整備について、大里広域市町村圏組合及び構成市町と協議・検討を行います。
③最終処分場の適正管理	継続	焼却灰の有効利用により埋立ごみの減量化を継続し、最終処分場の適正な維持管理を行います。また、最終処分場と同時に建設された浸出水処理施設においても、部分的な劣化が生じることもあるため、施設の更新も視野に入れながら、周辺環境に悪影響を与えないよう浸出水処理施設の適正な運転管理に努めます。

基本施策１１　その他の対策



実施施策	施策の方向性	内容
①持続可能な 循環型社会の実現	新規	SDGs の考え方を活用し廃棄物等の発生抑制と適切な循環的利用を促進することで、環境への負担をできる限り低減された持続可能な循環型社会の実現を目指します。
②環境美化推進員制度の 充実	継続	環境美化推進員を通じて地域と行政の連携を強め更なる地域環境の美化、ごみの減量化と適正排出の推進、不法投棄の防止を図ります。 環境美化推進員を対象とした研修会等を実施し、地域住民への環境美化意識の普及啓発を図ります。
③一般廃棄物 収集運搬業者の指導	継続	一般廃棄物収集運搬業者に対し、事業系ごみの適正な分別収集の徹底を図ります。
④排出事業者への 指導の強化	継続	排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の適正な排出指導の徹底を図ります。
⑤不法投棄、 ごみの散乱防止対策	継続	県や関係機関、環境美化推進員と連携し、廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、不法投棄及びごみの散乱防止について啓発を進めます。
⑥自治会や警察との 連携強化	新規（再掲）	地域におけるごみ排出のマナーの向上や、不法投棄等を抑制するため、自治会や警察との連携を強化します。
⑦災害廃棄物処理対策	継続	災害廃棄物処理計画に基づき、災害時における周辺市町、周辺一部事務組合及び国や県との連携により、引き続き処理体制の確保を図ります。 他の地域において災害が発生したときには、速やかに支援が行えるような体制整備を検討します。
⑧国や県との連携の強化	継続	循環型社会実現のための施策や本市だけでは解決が困難な問題については、国や県との連携を強化して取り組んでいきます。
⑨SNS 等を活用した 家庭系ごみの 適正排出の周知	新規	子育て世代や若年世代への新たなアプローチとして、スマートフォン向けのアプリ配信に加え、YouTube をはじめとする SNS 等を活用し、ごみの適正排出による排出マナー及び資源化率の向上を図ります。
⑩ハートフル収集の継続と新たな収集体制の 検討	新規	高齢者や傷病をお持ちの方等、ごみ出しが困難な方に対し、戸別収集等の収集サービスについて周知するとともに、新たなごみ出し支援を検討します。

第６章　主体別の行動指針

第１節　市の行動指針

5R運動の推進

- 資源物の分別を徹底化 リサイクルとごみの適正処理
- リサイクル･リペアの推進 物を大切にする心を教育
- 熊谷市認定 エコショップの周知
- 市民のリサイクル活動支援
- 有機堆肥の生産推進
- 市民への マイバッグ･マイボトル･マイ箸 普及活動
- 事業者へのレジ袋削減 に向けた働きかけ
- 【新規】食品ロスの削減施策 全般の推進

ごみの排出抑制と資源化の推進

- 自家処理･堆肥化等の再利用の普及･啓発･補助の継続
- 小型家電リサイクルの推進
- 焼却灰等のセメント資源化を継続
- リサイクル可能な有価物を回収し継続的に資源化
- 廃食用油の回収･再利用

不法投棄の防止

- 空き缶、タバコのポイ捨て 防止啓発
- 無秩序な土砂の堆積規制 不法投棄防止･生活環境の保全
- 家電製品等の不法投棄防止のための周知活動
- 空地の適正管理を指導
- 【新規】官民連携による不法投棄防止対策の推進

第２節　市民の行動指針

●５Ｒ運動の推進

- 使い捨て製品より、リサイクルできる製品を優先的に購入しましょう。
- 故障しても修理して、一つのものを大事に長く使用するようにしましょう。
- マイボトル、マイカップ、マイ箸、マイストローを積極的に活用しましょう。
- マイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。
- 「必要のないものは買わない」「食べきる量しかつくらない」を徹底しましょう。
- 【新規】家庭で余っている食品はフードバンクに寄附しましょう。
- 集団資源回収へ積極的に参加しましょう。
- 雑がみ（ミックスペーパー）のリサイクルに努めましょう。
- 環境ラベルの表示されている環境に配慮した製品を購入しましょう。
- ごみの分別を徹底し、カン、ビン、ペットボトル、紙類は資源物として集積所へ出しましょう。
- 店頭回収や不用品交換などに積極的に参加しましょう。
- 【新規】スーツケースやベビー用品等、一定期間のみ使用するものはレンタル用品を活用しましょう。
- ごみを資源として再利用しましょう。
- 資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取らないようにしましょう。
- 【新規】生ごみ処理機やダンボールコンポストを使用し、生ごみの資源化に努めましょう。

●ごみの排出抑制と資源化の推進

- 生ごみの「水切り」を徹底しましょう。
- 食材は必要量だけ購入し、使いきり及び食べきりを徹底しましょう。
- 食べきりタイムを実施して食品ロスを削減しましょう。
- 【新規】食品を購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品など販売期限の迫った商品を選びましょう。
- 簡易包装がされている商品、詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を選択しましょう。
- 耐久性のある商品を購入するように心掛けましょう。
- トイレットペーパーやティッシュペーパーは再生紙を使用した製品を利用し、必要以上の使用を控えましょう。
- ごみを排出する責任と自覚を持ちましょう。
- ごみの排出抑制や再使用を優先したライフスタイルにしましょう。
- 【新規】多様なライフスタイルにおいても適切に分別し、ごみの減量を心掛けましょう。

●不法投棄の防止

- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電は法律に基づいて処理しましょう。
- 不要になったものは適正な処理を行いましょう。
- 不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。
- その他家電製品の廃棄に際しては、市の分別収集分類に従って処理しましょう。

●その他

- 環境関連イベントに積極的に参加しましょう。

第３節　事業者の行動指針

●５Ｒ運動の推進

- 事業所内においてリサイクルボックスなどを利用し、ごみの分別を徹底しましょう。
- 梱包材などに使用する資材の簡素化、再利用及び再生利用に努めましょう。
- 環境ラベルの表示されている環境に配慮した安全な製品を購入しましょう。
- 「グリーン購入」の指定商品の購入指針に基づいた、環境に配慮した製品を購入しましょう。
- 容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造に努めましょう。
- 簡易包装や、再利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入しましょう。
- 事業活動から発生する廃棄物の再資源化と有効利用に努めましょう。
- 再使用や再資源化を考慮した商品の製造、販売に努めましょう。
- リユース食器の使用に努めましょう。
- 不要になった商品の資源化方法をＰＲしましょう。
- ごみは分別し、資源化を徹底しましょう。
- 【新規】安全に食べられるのに、出荷できない食品はフードバンクに寄附しましょう。
- 【新規】使い捨てスプーンやストロー等の提供を控えましょう。

●ごみの排出抑制と資源化の推進

- 購入者のニーズに合わせた量り売りや小分け売りなど販売形式を工夫しましょう。
- 食品ロス削減を周知・啓発しましょう。
- 食べきりタイムを周知・啓発しましょう。
- 【新規】食品を販売する際は、販売期限が迫った商品の購入を消費者に促す工夫をするなど、食品ロスの削減に努めましょう。
- 両面印刷や印刷サイズを調整し、用紙の使用量を必要最小限にしましょう。
- 事業者は原材料の選択や製造工程を工夫すること等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めましょう。
- 容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- 容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に努めましょう。
- マイバックの利用を勧め、レジ袋の削減運動に協力しましょう。
- 再利用可能な箸の利用を勧め、割り箸の使用機会を削減しましょう。
- 用紙類や書類の廃棄に当たり、資源回収に努めましょう。

●不法投棄の防止

- 廃棄物は、法律に基づき適正な処理を行いましょう。
- 不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。

●その他

- 環境に配慮した商品の販売コーナーを設置して、市民への普及に努めましょう。

第７章　熊谷市食品ロス削減推進計画

第１節　計画の基本的事項

１　熊谷市食品ロス削減推進計画の考え方

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスについては、SDGs でも重要な柱として位置付けられ、「2030 年（令和１２年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、世界的にも大きな問題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国としても真摯に取り組むべき課題です。

このような中、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロス削減推進法」が令和元年１０月から施行され、令和２年３月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法において、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

埼玉県においては、令和３年３月に「埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、重要課題の１つとして、「食品ロスの削減」を掲げており、必要量の購入や、食べ残しの持ち帰りが可能な店舗を「彩の国エコぐるめ協力店」として支援するなど様々な取組を行っています。

本市はこれまでも、食品ロスのリデュース（減量）を推進するため、食品ロスの実情や削減方法等を市ホームページ等で周知・啓発するとともに、実効性のある取組として、家庭用生ごみ処理容器等の購入費補助やダンボールコンポスト基材の無料配布等を実施してきました。更に、学校給食センターから排出される食品残渣を原料として有機堆肥を生産することで再生利用の拡大を図っています。近年では市主催の環境イベント等においてフードドライブを開催するほか、市民団体等によるフードドライブが実施されており、市全体で食品ロス削減に向けた機運が高まっています。

こうした状況を受け、本市も国の「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」及び「埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定める必要があります。食品ロスの削減には、消費者の消費活動への意識改革だけでなく、事業者の事業活動への働きかけも不可欠であり、官民一体で取り組むことが求められます。そのため、長期展望と具体的で実効性の高い計画として、ごみの減量化・資源化の観点から本計画に内包する形で「熊谷市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民・事業者・行政が連携した取組の展開を目指します。

２　食品ロスとは

食品ロスとは、野菜・果物の皮、肉・魚の骨などの不可食部分を含めた食品廃棄物のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことです。

食品ロスは、発生要因ごとに「直接廃棄※1」、「過剰除去※2」、「食べ残し※3」の３つに分類されます。

※1 直接廃棄：賞味期限切れ等で料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品。

※2 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。

※3 食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べきられずに廃棄されたもの。

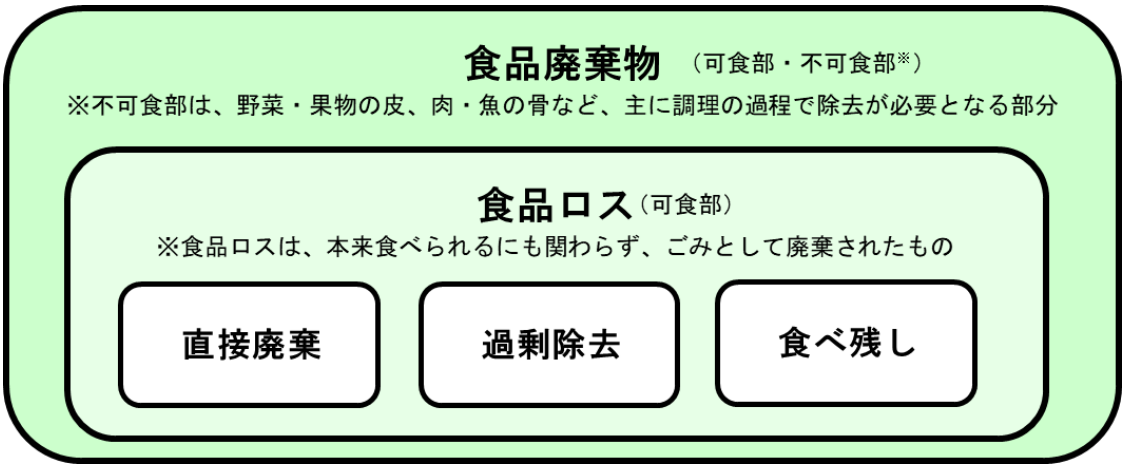

図７－１　食品ロスの分類

３　食品ロス削減推進計画の対象となる食品ロス

食品ロスには家庭から生じる家庭系食品ロスと事業活動から生じる事業系食品ロスがあります。

事業系食品ロスには、農林水産業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）、その他オフィス等から生じる事業系食品ロス「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」と、これ以外の食品製造業等の特定の事業活動に伴う「産業廃棄物に区分される食品ロス」があります。

本計画が対象とする食品ロスは、本市で発生する「一般廃棄物に区分される食品ロス」とします。ただし、市場に出回らない規格外の農林水産物の破棄による食品ロスは除きます。

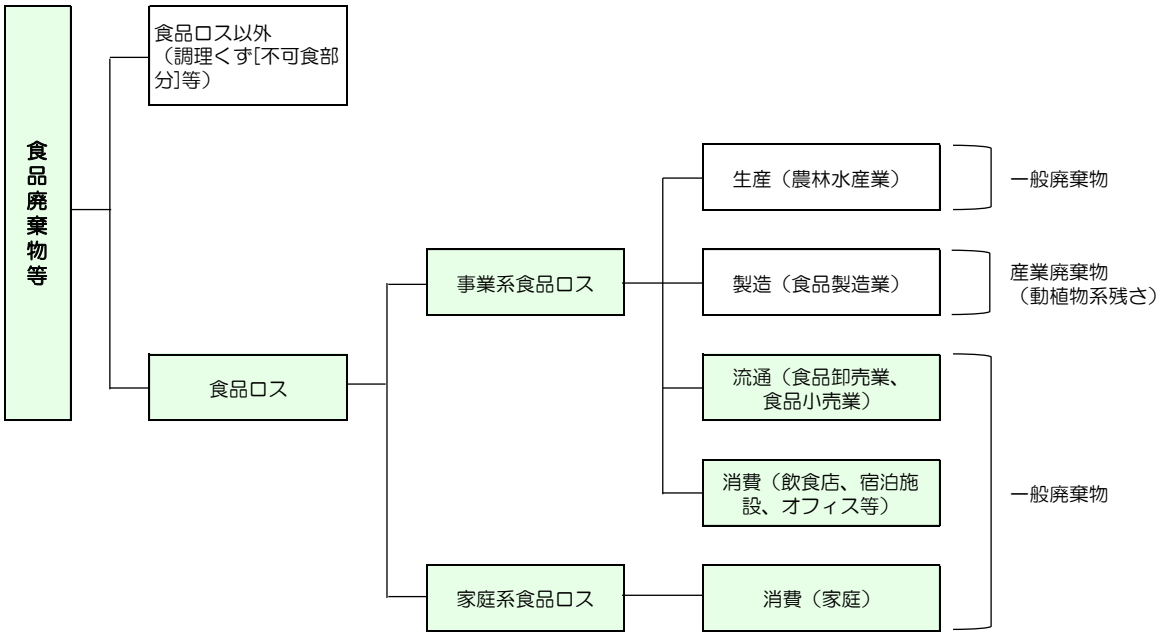

図７－２　計画対象の食品ロスの区分

第２節　食品ロスの現状

１　日本の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は、年間約５２３万トン（令和３年度実績）と推計されており、国民１人当たり１日約１１４ｇ発生しています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による令和３年の食料援助量約４４０万トンの1.2倍に相当します。

そのうち、家庭系食品ロス量（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）が２４４万トン、事業系食品ロス量（規格外品※1、返品、売れ残り、作りすぎ、食べ残し等）が２７９万トンと推計され、事業系食品ロスの業種別内訳をみると、食品製造業、外食産業の順に多くの割合を占めています。

※1 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるようなものや包装状態の不良が発生した商品等

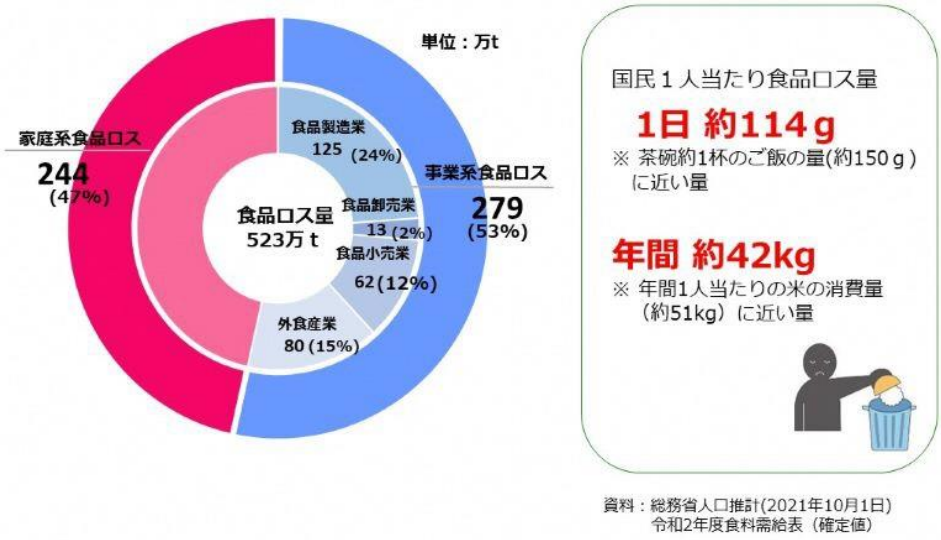

図７－３　日本の食品ロスの状況（令和３年度推計）

出典：農林水産省ホームページ　日本の食品ロスの状況（令和３年度）

国連食糧農業機関（FAO）によると、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7.7億人いると推計されています。一方、日本の食料自給率は約３８％と先進国の中で低い水準にあり、食料品を海外からの輸入に大きく依存しているにも関わらず、大量の食品ロスが発生しています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。このように食品ロスを削減することで、家計負担や地方公共団体の財政支出の軽減なども期待されます。

２　本市における食品ロスの現状

（１）令和元年度の食品ロス実態調査結果

令和元年度に、埼玉県の協力のもと今井地域において、家庭から排出された燃えるごみに占める食品ロスの実態調査を実施しました。その結果、食品ロスが 6.3%、生ごみが 14.1%、その他燃えるごみ等が 79.6%となりました。

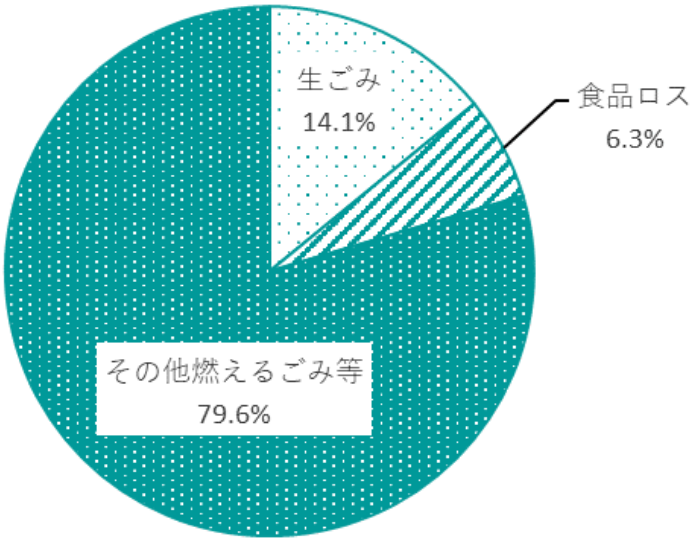

図７－４　燃えるごみに含まれる
食品ロスの割合
（令和元年度食品ロス実態調査）



燃えるごみに含まれていた食品ロス
（令和元年度食品ロス実態調査）

（２）令和５年度の食品ロス実態調査

本市における地域の特性を反映し、食品ロスの実態をより正確に把握するため、調査地を複数選定しました。

なお、ごみの開封方法・手順等については、環境省の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開封調査手順書」を参考にしました。

①　調査地の選定

本市における戸建て・集合住宅等の居住形態や住宅の密集状況、中心市街地の生活状況、耕作地域の生活状況等を考慮し、市内を４エリアに分けて選定することとしました。これらを踏まえ、中心市街地エリアを筑波地域、住宅密集エリアを玉井地域、南北の農業集落エリアとして万吉地域と弥藤吾地域を調査地としました。

なお、令和元年度の調査地である今井地域も再調査地として選定しています。

② 調査における食品ロスの分類

食品ロスの調査にあたり、回収した燃えるごみを「食品廃棄物」と「その他」に分け、その後、「食品廃棄物」を「調理くず」、「直接廃棄」、「食べ残し」の３種類に分類しました。このうち、「直接廃棄」と「食べ残し」が食品ロスに当たります。

更に「直接廃棄」については、全く手がつけられていないものを「１００％手つかず」、食品の残存状態によって、「５０％以上手つかず」、「５０％未満手つかず」に分類しました。

なお、本調査では、過剰除去されたと考えられるものは、全て「調理くず」として分類しました。

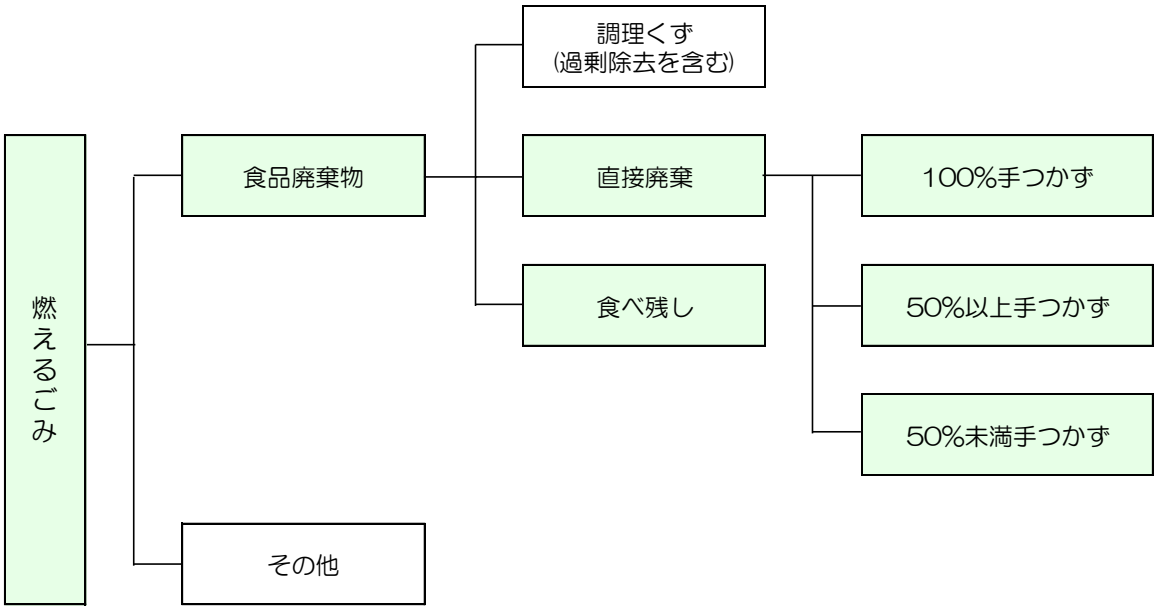

図７－５　令和５年度調査における食品ロスの分類

③　調査結果

【調査地の平均食品ロス割合】

燃えるごみに占める食品ロスの割合は、家庭から排出される燃えるごみのうち、食品ロスは平均約５.８％（直接廃棄 4.9%、食べ残し 0.9%）含まれていました。

また、食品ロスのうち、全く手がつけられず廃棄された食品（１００％手つかず）が７割を占めていました。

直接廃棄された食品の消費・賞味期限については、表示なしが最も多く、表示のあるものについては、消費期限、賞味期限ともに期限切れのものが多くなっています。

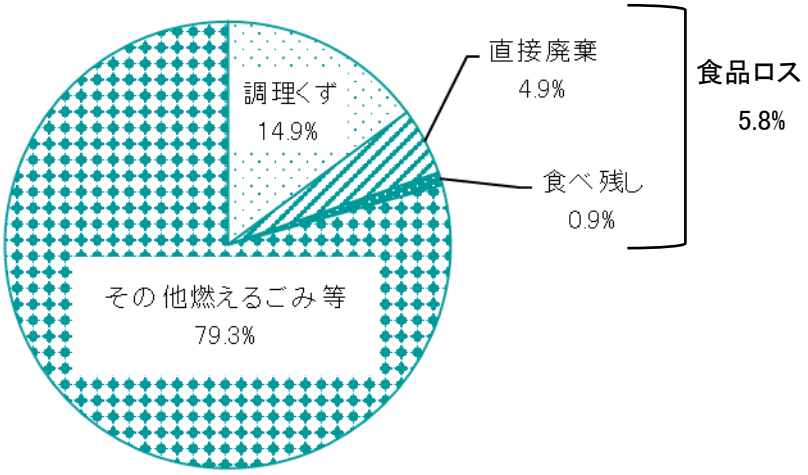

図７－６　燃えるごみに占める食品ロスの割合（調査地の平均）

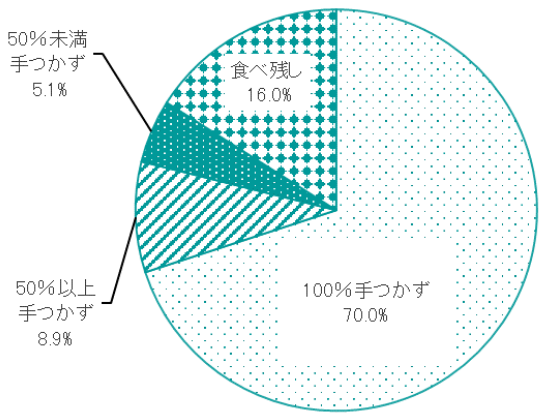

図７－７　食品ロスの内訳（調査地の平均）

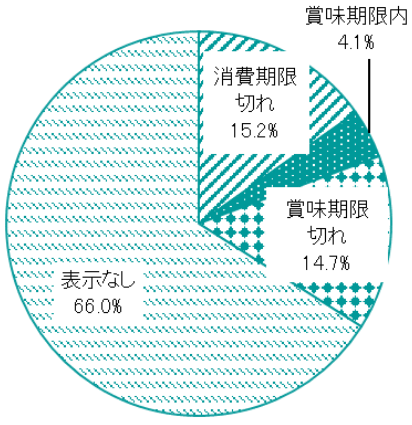

図７－８　直接廃棄全体の消費・賞味期限（調査地の平均）

【各調査地の結果】

燃えるごみに占める食品廃棄物の割合は、おおむね２割程度と大きな地域差は認められませんでしたが、食品ロスの割合には地域差が見られました。

調査地	調査地間での比較結果
筑波地域 （中心市街地エリア）	燃えるごみに占める直接廃棄の割合が最も高く、食品ロスのうち、食べ残しの割合が高くなっています。
玉井地域 （住宅密集エリア）	燃えるごみに占める直接廃棄の割合が最も低く、食品ロスのうち、食べ残しの割合が最も高くなっています。
弥藤吾地域 （北部農業集落エリア）	燃えるごみに占める食品ロスの割合は最も低く、食品ロスには、食べ残しがありませんでした。
万吉地域 （南部農業集落エリア）	燃えるごみに占める直接廃棄の割合が高く、食品ロスのうち、100%手つかずの割合が高くなっています。
今井地域 （令和元年調査エリア）	燃えるごみに占める食べ残しの割合が低く、食品ロスのうち、100%手つかずの割合が最も高くなっています。

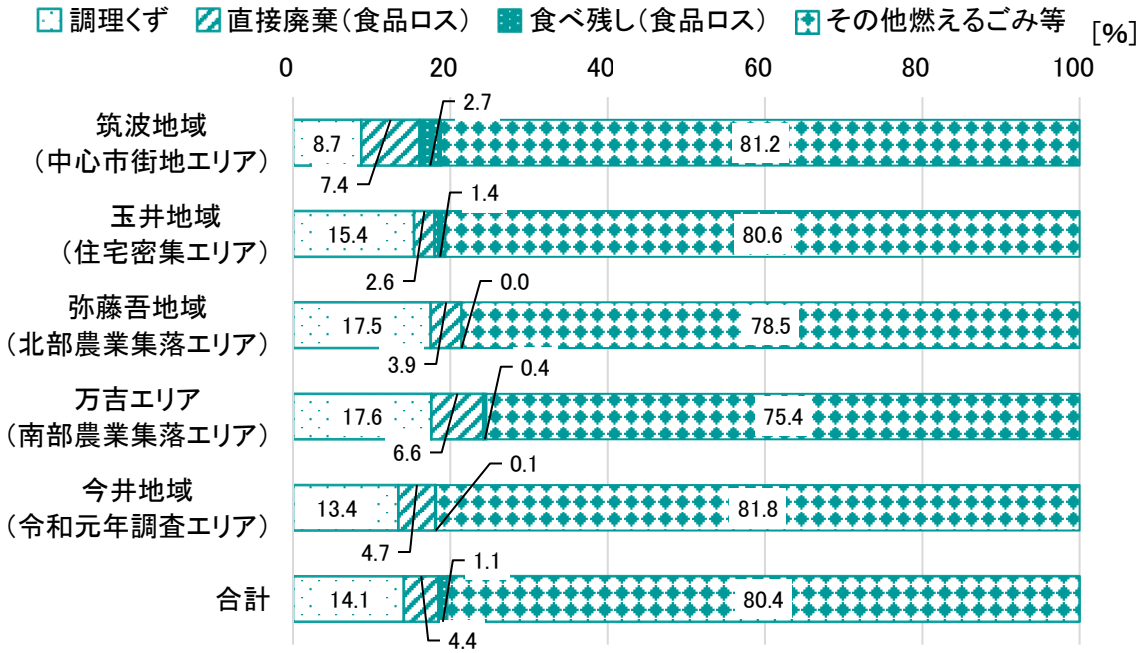

図７－９　燃えるごみに占める食品ロスの割合

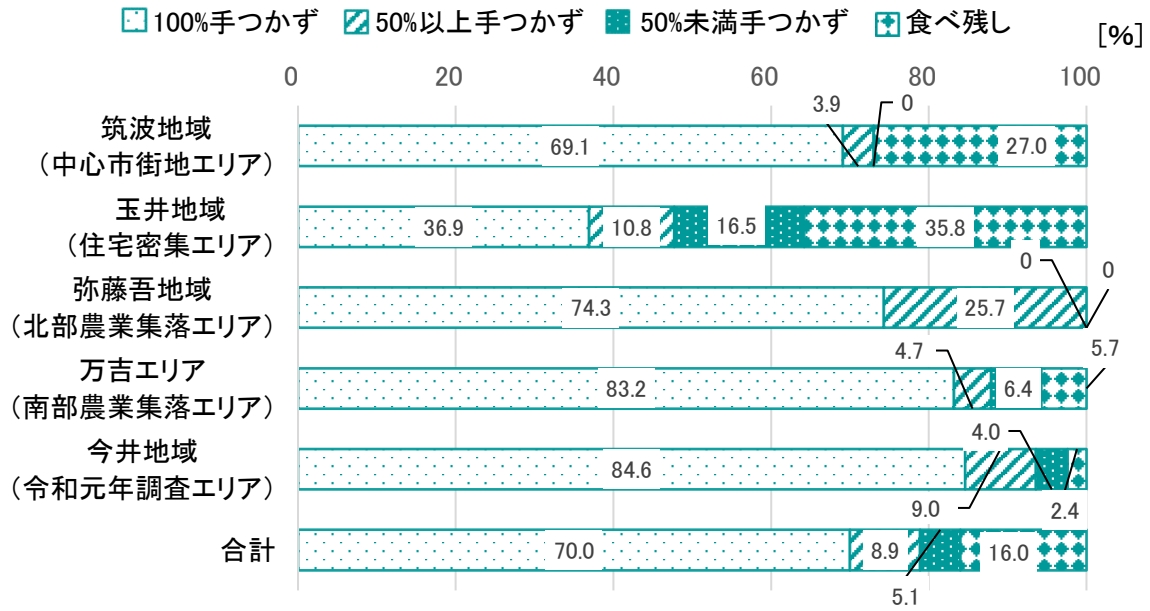

図７－１０　食品ロスの内訳

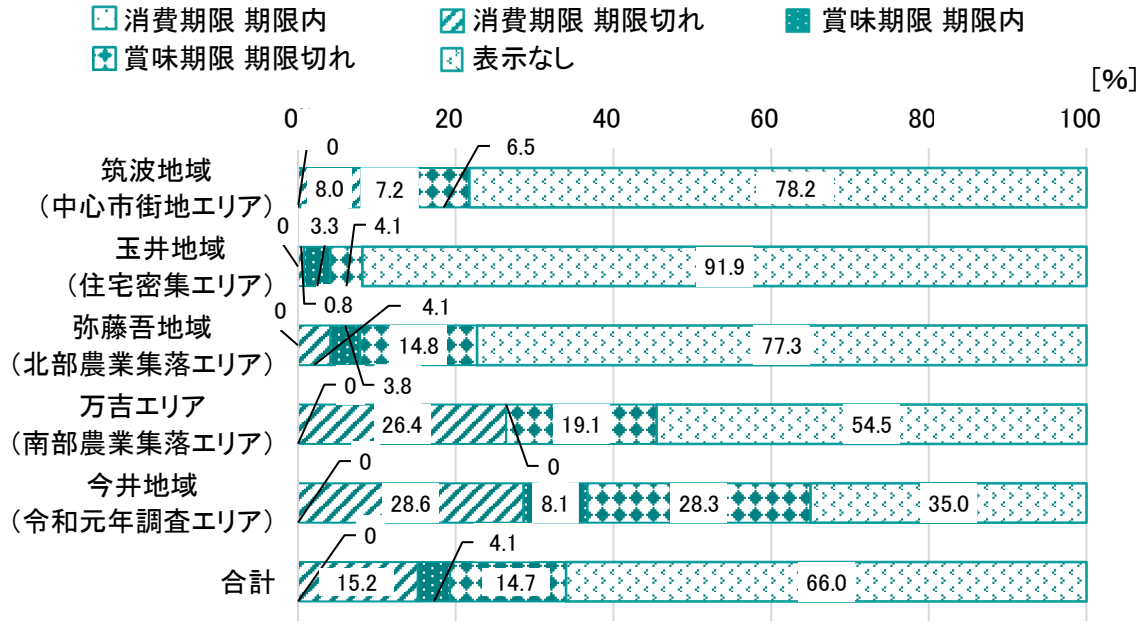

図７－１１　直接廃棄の全体の消費・賞味期限

第３節　基本的な方向と目標

１　基本的な方向

食品ロス削減のためには、全ての市民や事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解するとともに、削減に向けた行動を実践することが必要です。

具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの現状とその削減の必要性について認識した上で、生産、製造、販売の各段階や買物、保存、調理、消費の各場面において、食品ロスが発生していることや、市民、事業者等が、それぞれに期待される役割と行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移すことが求められています。

また、発生した食品廃棄物についても可能な限り再生利用する取組を推進していかなければなりません。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政、関係団体等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進していくものとします。

２　国と県の食品ロス削減目標

（１）国の目標

国では、第４次循環型社会形成推進計画において、家庭系食品ロスについて 2000 年度（平成１２年度）比で 2030 年度（令和１２年度）までに半減させることを目標にしています。

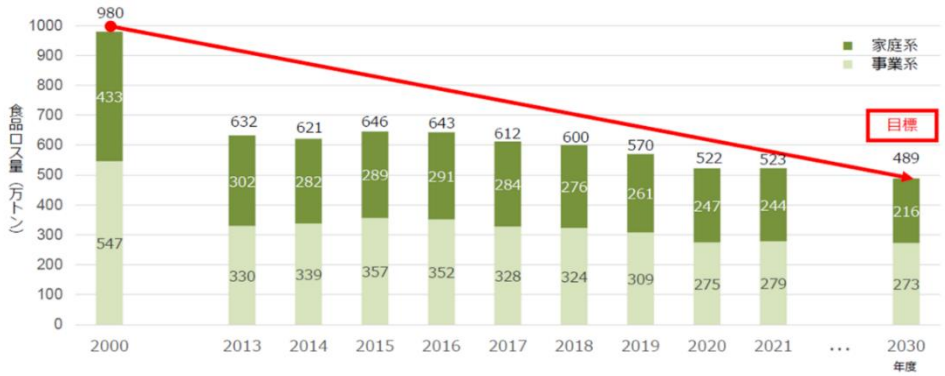

年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位 万トン）
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。
（）内の数字は、2000年度と比較した減少率

図７－１３　国の食品ロス削減目標

資料：消費者庁　食品ロス削減関係参考資料（令和５年６月９日版）

（２）埼玉県の目標

県では、第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）において、食品ロスの発生量を、平成 30 年度比で令和７年度に 9.8%削減することを目標にしています。

表７－１　県の食品ロス削減目標

項目	最新値	予測値		目標値
	H30	R7	R12	R7
食品ロス量（千t）	266	265	260	240

資料：第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）（一部加工）

３　本市の目標

（１）食品ロス量の推計と減少見込み

本計画における食品ロスの目標設定には、目標年度である令和 10 年度の食品ロス量を実態に即して推計することが重要となります。

そこで、令和 5 年度の家庭系燃えるごみ量を、同年 9 月までの約 22,006 トンから、年間 44,012 トンと推計し、令和 2 年度から令和 5 年度までの家庭系燃えるごみ量の平均減少率を 3.20%としました。

この平均減少率と、令和 5 年度に実施した食品ロス実態調査から判明した、食品ロス割合の 5.8%を推計の基礎とし、令和 5 年度の食品ロス量を 2,553 トン、令和 10 年度の家庭系燃えるごみ量を 37,398 トン、同年度の食品ロス量を 2,169 トンと推計しました。

これにより、食品ロス量は令和 5 年度から令和 10 年度までに 384 トン、約 15%が減少されると見込まれます。

表７－２　家庭系燃えるごみ量と減少割合

年度	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）（推計）	平均減少率
家庭系燃えるごみ量	48,550t	46,048t	45,496t	44,012t	
減少率		5.15%	1.20%	3.26%	3.20%

表７－３　平均減少率と食品ロス実態調査で判明した食品ロス割合から推計した家庭系燃えるごみ量と食品ロス量の推計値

単位：t

項目＼年度	推計値	
	R5（2023）	R10（2028）
家庭系燃えるごみ量	44,012	37,398
食品ロス量	2,553	**2,169**

（２）目標設定の考え方

（１）で推計した食品ロスの減少率約 15%は、単年度に換算すると約 3%となります。この単年度減少率をフードドライブの継続的な実施や、生ごみ処理容器等の普及促進、食品ロス削減の周知・啓発などの各種施策を実施することで、約４%まで上昇させ５年間で約20%の削減を目指します。

そこで本市の目標を５年間で約 20%の削減とし、令和５年度の食品ロス推計値 2,553 トンから、令和１０年度には 2,050 トンと定めます。

この単年度削減率約 4%は、国、県の削減目標から算出した単年度削減率である、国の約１.６６%と県の１.４%を上回る高い削減率と考えられます。

（３）削減目標

令和５年度推計値より令和１０年度までに約 20%削減する。

令和１０年度の家庭系食品ロス排出目標値　2,050 トン

第４節　食品ロス削減に関する施策

１　求められる役割と行動

食品ロスは市民と事業者の双方から発生しており、食材の調達から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。市民や食品関連事業者が以下に示す「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を市民に伝え、市民はそれを受けて、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するといった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

（１）市民

市民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、以下に示す行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが重要です。

また、自らの消費行動が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

表７－４　食品ロス削減における市民の行動例

場面	行動例
買い物	・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解した上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。 ・商品が欠品していることを許容する意識を持つ。
食品の保存	・食材（特に野菜や果物）に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫確認を定期的に行い、食材を使い切るようにする。 ・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、食べられるかどうかについては、個別に判断する。
調理	・余った食材を活用した調理を含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。 ・料理は食べきれる量を作り、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
外食	・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきるようにする。 ・宴会や会食時には、食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。 ・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。
生ごみの排出	・水きりを行い、生ごみの水分量を減らすことを徹底する。 ・生ごみ処理容器やダンボールコンポストを活用する。
学校給食	・児童、生徒の給食委員会の活動の一環として、給食残量調査や食品ロス削減などの啓発に取り組む。 ・個人差に応じた配膳の量を工夫する。

（２）食品関連事業者

食品の卸売・小売、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄物の継続的な計量の実施等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

表７－５　食品ロス削減における食品関連事業者の行動例

区分	行動例
農業者	・規格外や未利用の農産物の有効活用を促進する。
食品卸売・小売業者	・流通過程全体での食品ロス削減に資する納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、適正発注の推進等の商習慣に取り組む。 ・天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・賞味期限、消費期限の近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。 ・フランチャイズ店における食品について、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）	・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや要望に応じた量の調整等）を導入する。 ・食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を分かりやすく情報提供する。 ・業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と連携するなど、生ごみの排出抑制に努める。
食品関連事業者等に共通する事項	・包装資材（ダンボール等）に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・未利用食品を提供するためのフードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

（３）事業者（農業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、従業員等への啓発を行うことが求められます。また、災害時用備蓄食料の有効活用を図ることも必要です。

（４）市民団体等（環境団体、NPO 等）

前記（１）から（３）までに記載した求められる役割と行動を実践する市民や食品関連事業者が増えるよう積極的な普及啓発活動を行うほか、本市と協働し、食品ロス削減に向けた取組（フードドライブ活動等）を行うなど、市民や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

（５）行政

市民、食品関連事業者、市民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本市の特性を踏まえ、食品ロス削減に資する施策を推進していきます。

２　推進施策



（１）啓発活動の充実

施策	内容
①啓発パンフレットの作成	食品ロスのリデュース（減量）に取り組むに当たり、食品ロス削減及び食品リサイクル促進のためのパンフレットを作成し、食品ロス削減の周知、啓発を図るとともに、環境教育にも活用していきます。
②食品ロス削減プログラムの作成	食品ロスの削減を目的とした「食品ロス削減プログラム」を作成し、出前講座やワークショップ等で実践することで、食品ロスの削減を加速化していきます。
③小中学校への教育支援	食品ロス削減及び食品リサイクル促進のための啓発パンフレットを配布するなどの教育の支援を行い、若年世代の食品ロス削減意識の向上に努めます。
④3010運動	宴会や会食時の食品ロスを減らすため、宴会等の最初の30分と最後の10分は、自分の席で料理を食べる時間を設ける「3010運動」を推進していきます。
⑤フードドライブ・フードバンク活動の実施、支援	エコライフフェアなどの市主催のイベントにおいてフードドライブ・フードバンク活動を実施するとともに、実施団体に対して、資機材の貸出しを行うなどの支援を行います。

（２）家庭系食品ロスの削減



施策	内容
①食品ロス削減のためのエコレシピの周知	食材廃棄の少ない料理（エコレシピ）や余った料理をリメイク（アレンジレシピ）の周知等を図ります。
②生ごみ処理容器等の購入補助制度	生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入世帯に支援を行います。
③ダンボールコンポストの普及拡大	ダンボールコンポスト基材の無料配布を継続し、家庭における生ごみ堆肥化の普及拡大を図ります。

（３）事業系食品ロスの削減



施策	内容
①フードシェアリングの活用	廃棄間近の商品を抱える飲食店等と購入希望者などをマッチングさせ、食品ロスを減らす「フードシェアリング」の実施について検討します。
②未利用食品の活用	過剰在庫食品や、更新時期を迎える災害時用備蓄食料等をフードバンク団体などに寄附してもらうよう、呼びかけます。
③事業者向け生ごみ処理機の普及	事業者から排出される生ごみの減量化を促進するため、事業者向け生ごみ処理機の周知等を行います。
④生ごみ再資源化事業	熊谷市立学校給食センター等から排出される食品残渣を原料とし、有機堆肥を生産することで、生ごみの資源化を推進します。

熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における基本施策及び食品ロス削減推進計画における推進施策には、持続可能な開発目標SDGｓの17のゴールのうち、循環型社会の形成と食品ロスの削減に関わりの深いゴールを精査し決定しています。



１．貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



２．飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



３．すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



４．質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



５．ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



６．安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



７．エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



８．働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



９．産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



１０．人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



１１．住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



１２．つくる責任　つかう責任

持続可能な消費と生産パターンを確保する



１３．気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



１４．海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



１５．陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



１６．平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



１７．パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資　料　編

第１節　策定までの経緯

- 平成１１年 １月　旧熊谷市「熊谷市一般廃棄物処理基本計画」
- 平成１３年 ３月　埼玉県「第５次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成１５年 ３月　環境省「第１次循環型社会形成推進基本計画」
- 平成１７年１０月 熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新「熊谷市」誕生
- 平成１８年 ３月　埼玉県 「第６次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成１９年 ２月　熊谷市、江南町合併
- 平成１９年 ６月　環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」
- 平成１９年 ６月　環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」
- 平成１９年 ６月　環境省「一般廃棄物会計基準」
- 平成２０年 ３月　環境省「第２次循環型社会形成推進基本計画」
- 平成２０年 ３月　熊谷市「熊谷市総合振興計画」
- 平成２０年 ３月　熊谷市「熊谷市環境基本計画」
- 平成２０年 ６月　環境省「ごみ処理基本計画策定指針」
- 平成２１年 ３月　熊谷市「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
- 平成２２年１２月 環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」
- 平成２３年 ３月　埼玉県「第７次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成２４年 ７月　環境省「地域循環圏形成推進ガイドライン」
- 平成２５年 ３月　熊谷市「熊谷市総合振興計画 後期基本計画」
- 平成２５年 ４月　環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」（H25.4 見直し）
- 平成２５年 ４月　環境省「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（改訂）
- 平成２５年 ５月　環境省「第３次循環型社会形成推進基本計画」
- 平成２５年 ６月　環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（改定）
- 平成２６年 ３月　熊谷市「熊谷市環境基本計画 改訂版」
- 平成２６年 ３月　熊谷市「熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）」
- 平成27年　7月　環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（H28.1.21 内容変更）
- 平成２８年 ３月　埼玉県「第８次埼玉県廃棄物処理基本計画」
- 平成２８年 ９月　環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（改定）
- 平成３０年 ３月　熊谷市「第２次熊谷市総合振興計画」
- 平成３０年 ３月　熊谷市「第２次熊谷市環境基本計画」
- 平成３０年 ６月　環境省「第４次循環型社会形成推進基本計画」

- 平成３１年 ６月　熊谷市「第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
- 令和元年　６月　環境省「プラスチック資源循環戦略」
- 令和２年　３月　消費者庁「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」
- 令和２年　６月　熊谷市「熊谷市災害廃棄物処理基本計画」
- 令和３年　３月　埼玉県「第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」
- 令和４年　３月　環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」（改定）
- 令和６年　３月　熊谷市「第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）」
- 令和６年　３月　熊谷市「第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）」

第２節　関係する法律・条例・要綱・資料等

環境基本法
循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル）
食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）
廃棄物処理施設整備計画
環境省ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針
環境省市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針
環境省一般廃棄物処理有料化の手引き
第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）
第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和５年３月）
第２次熊谷市環境基本計画（改訂版）（令和6年３月）
熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成３１年３月）
熊谷市一般廃棄物（ごみ、し尿）処理実施計画
熊谷市災害廃棄物処理計画（令和２年６月）
熊谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱（平成１７年１０月）
熊谷市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成１７年１０月）
熊谷市環境美化推進員設置要綱（平成１９年２月）
熊谷市ハートフル収集実施要綱（平成１７年４月）
熊谷市塵芥集積所設置要領
開発行為等に伴う塵芥集積所の設置基準
熊谷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可基準（平成１９年４月）
熊谷市清掃事業概要
熊谷市くらしのカレンダー
熊谷市ごみ分別一覧表（家庭ごみの分別・出し方）

第３節　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定経過

年月日	実施内容
令和 5 年 11 月 27 日	環境審議会の開催
令和 5 年 12 月 19 日	全員協議会への報告
令和 5 年 12 月 20 日～1 月 22 日	パブリックコメントの実施
令和 6 年 2 月 15 日	環境審議会の開催
令和 6 年 3 月	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の決定

第４節　熊谷市環境審議会委員

区分	氏名	所属等
１号委員 （学識経験を有する者）	髙村　弘毅	立正大学名誉教授
	鈴木パーカー　明日香	立正大学地球環境科学部 准教授
	新井　千明	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 熊谷支部長
２号委員 （市議会議員）	須永　宣延	熊谷市議会　議長
	小島　正泰	環境産業常任委員会　委員長
３号委員 （市民及び市内の関係団体代表者）	鳴井　達夫	公募委員
	依田　英世	公募委員
	出井　哲司	熊谷市自治会連合会　副会長
	八木　伸一	一般社団法人熊谷市医師会　理事
	後藤　素彦	熊谷商工会議所　副会頭
	青木 登喜代	くまがや農業協同組合女性部 連絡協議会 会長
	髙橋　孝子	NPO 法人　熊谷の環境を考える連絡協議会　理事
	植野　智恵子	くまがや共同参画を進める会　理事
４号委員 （関係行政機関の職員）	山岸　盛三	埼玉県北部環境管理事務所　所長
	塩野　剛史	熊谷警察署生活安全課　課長

【任期：令和６年３月 31 日まで】

【諮問書】

熊環政発第５５５号
令和５年１１月２７日

熊谷市環境審議会
会長　　髙　村　弘　毅　様

熊谷市長　小　林　哲　也

諮　　問　　書

熊谷市環境基本条例（平成１７年条例第１７５号）第24条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問します。

記

２　第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）の策定について

２０１９年度（平成３１年度）から２０２８年度（令和１０年度）までの一般廃棄物（ごみ）処理の基本となる第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の前期計画を見直し、後期計画の策定を行うこと。

【答申書】

令和６年２月２７日

熊谷市長　小　林　哲　也　　様

熊谷市環境審議会
会長　髙　村　弘　毅

第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）の策定について（答申）

令和５年１１月２７日付け熊環政発第５５５号で諮問のあった、第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）について、別紙のとおり答申します。

【答申書別紙】

1　はじめに

本審議会は、令和５年１１月２７日に「第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）の策定について」市長から諮問を受けた。

第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）（以下「本計画」という。）は、熊谷市の一般廃棄物の減量化及び資源化等について、総合的かつ長期的な方針及び目標並びに施策を定めたものであり、中間目標年度に当たる令和５年度に、前期計画を見直し、後期計画として策定するものである。

また、本計画には、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、多くの食品ロスが発生している本市の現状を踏まえ、「熊谷市食品ロス削減推進計画」を内包しており、大変重要なものと言える。

平成３１年３月に第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定して以来、「食品ロス削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」の施行のほか、新型コロナウイルスの影響によるライフスタイルの多様化など、廃棄物行政を取り巻く環境は変化しており、時勢に即した取組の推進が求められている。

このような状況を踏まえ、本審議会において、令和５年１１月２７日から令和６年２月１５日までの期間で２回にわたり本会議を開催し、審議を進めた。その結果、本計画は、全般として適当であると思われるが、なお次の事項について意見を申し述べることとする。

2　意見・要望等

（1）　ごみ減量の更なる推進について

市民と協働してごみ減量の取組を進めるとともに、抜本的なごみ減量施策を実施されたい。

（2）　資源化可能な廃棄物について

雑がみをはじめとした資源化可能な廃棄物の分別の周知を徹底されたい。

（3）　自治会等との連携について

不法投棄対策やごみの排出マナーの啓発について、自治会等との連携を強化されたい。

3　おわりに

私たちを取り巻く環境は日々変化していることから、循環型社会の実現に向け、市民・事業者・市が協働して５Ｒを推進されたい。

最後に、基本理念のもと、本計画の最終目標年度である令和１０年度に向け、ごみの減量、資源化に資する施策の展開を望むものである。

第５節　第２次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）（案）に対する意見及び市の考え方

１　意見募集期間

令和５年１２月２０日（水曜日）から 令和６年１月２２日（月曜日）まで

２　意見の提出者数及び意見の件数

提出者数　　１名

意見の件数　　８件

３　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
P22 第3章 第5節　容器包装リサイクル法に基づく分別収集量	その他プラスチック製容器包装の回収が未実施とあるが早めに導入を検討されたい。	収集運搬に関する費用が発生することや、大里広域市町村圏組合の構成市町の深谷市や寄居町が未実施であることから、両自治体の動向等に注視しながら慎重に検討していきます。
P23 第3節 第6節　リサイクル活動回収量（集団回収量）	リサイクル活動回収量は、令和2年度から横ばいである。子供会等の実施団体の減少が大きな要因と思うが、新たな実施団体を探して回収量を増量してほしい。	リサイクル活動推進奨励金交付制度の更なる周知に努めるとともに、集団回収を実施していない団体に対しても、回収活動を促す取組を検討していきます。
P42～P43 第4章 施策の体系図	方針と施策を左右見開きになるようにレイアウト願いたい。	P42、P43は、見開きとなっています。
P46 第5章 基本方針1 基本施策４　リペア（修理）の推進	リペアによるごみ発生抑制の啓発とあるが、修理や修繕をしてくれるお店や団体等の把握はしているのか。	修理、修繕を請け負う店舗等の把握はしていませんが、リペアを含む5Rをより効果的に推進する方法を検討していきます。

該当箇所	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
P48 第5章 基本方針2 基本施策7　パートナーシップの推進	エコショップは素晴らしい施策なのでもっと広げてほしい。	エコショップ認定制度については、引き続き周知を図っていきます。
P49 第5章 基本方針2 基本施策8　ごみ関連イベントの推進	衣類の回収について廃棄される前の回収を進められたい。併せて、リフォームについても検討されたい。	衣類のリユース、リサイクルについて、回収システムの構築等を検討していきます。
P50 第5章 基本方針3 基本施策9　循環型ごみ処理体制の確立	有料化について検討を深められたい。	家庭ごみの有料化の実施については、市民に新たな負担を強いることになるため、効果を勘案し、慎重に検討していきます。
P51 第5章 基本方針3 基本施策10　ごみ処理施設の整備	ごみ処理施設の今後の見通しについて、大里広域の守備範囲だと思うのがもう少し記述されたい。	次期ごみ処理施設の整備は、大里広域市町村圏組合において、施設規模や搬入区域等を含め、検討中であるため、本計画の記述については、現行どおりとします。

第６節　可燃処理施設における組成分析結果

単位：%

施設名	年度	紙･布類	ﾋﾞﾆｰﾙ、合成樹脂、ｺﾞﾑ、皮革類	木、竹、わら類	ちゅう芥類	不燃物類	その他
熊谷衛生センター第一工場	R3	53	25.7	7.9	11.1	0.8	1.5
	R2	50.4	20.2	8.3	15.8	1.9	3.4
	R1	42.2	29.2	7.2	18.1	0.6	2.7
	H30	44.7	21.6	9.3	17.1	4	3.3
	H29	54.2	22.7	5.1	14.9	0.9	2.2
熊谷衛生センター第二工場	R3	48.2	26.9	1.4	19	1.2	3.3
	R2	29.9	22.2	6.2	30.1	3.9	7.7
	R1	39.3	22.5	14.4	17.8	1.1	4.9
	H30	39	25.1	5.2	22.8	3.8	4.1
	H29	37.4	25.7	7.7	21.8	1.9	5.5
深谷清掃センター	R3	47.3	24.9	5.6	18.4	0.7	3.1
	R2	47.4	24.7	5.6	15.9	1.2	5.2
	R1	33	31.4	7	21.9	1.9	4.8
	H30	47.9	25.1	6.6	14.5	1.6	4.3
	H29	51.7	22.4	5.7	15.1	2.1	3
江南清掃センター	R3	40.1	24	14.8	13.3	2.6	5.2
	R2	45.6	24.2	7.9	16.5	0.4	5.4
	R1	46.5	14.9	14.5	19	0.9	4.2
	H30	50.3	27	5.8	12.1	0.5	4.3
	H29	47.8	21.8	10.9	13.7	1.8	4

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

第７節 用語

あ 行

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

一般廃棄物は、家庭から排出される家庭系一般廃棄物と、商店、事務所、工場などから排出される事業系一般廃棄物の２種類に分類される。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなり、ごみ及び生活排水の適正な処理を行うことを目的として10～15年間を計画期間として長期的な視点に立った基本的な方針を策定する計画である。

エコショップ認定制度

環境への影響を配慮し、廃棄物の減量、再利用及び再生利用等に積極的に取り組む小売店舗を「熊谷市エコショップ」に認定する制度。

ＳＤＧｓ

2015年（平成27年）９月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に記載された2030年（令和１２年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

大里広域市町村圏組合

熊谷市、深谷市及び寄居町により組織され、ごみ焼却施設の建設及び管理運営・不燃物処理場の建設及び管理運営並びに介護保険の事務を取り扱う組合である。

か 行

家電リサイクル法（特定家庭用機器商品化法）

市町村の処理やリサイクルが困難な使用済みの家庭製品のリサイクルを目的として、平成１０年６月に制定され、平成１３年４月完全施行。

対象として、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機がある。

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

国や地方公共団体による環境負荷の少ない製品の調達の推進。国の「基本方針」に基づき、国の機関や地方公共団体などは「調達方針」を作成・公表する努力義務を義務づける。平成１３年４月完全施行。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける。平成１４年５月完全施行。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況にあるため、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に平成25年4月に施行された。

ごみ分別アプリ

品目でごみの分別を検索してごみの出し方や出すときの注意点の確認やごみの収集日をアラートでお知らせする機能、有害ごみの排出場所を地図で確認したりなど、ごみに関する様々な情報を調べることができる本市が作成したアプリ。

さ　行

最終処分場

廃棄物の最終的な埋め立てを行う施設。一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場がある。

彩の国エコぐるめ協力店

埼玉県が食品ロスの削減につながる取組を実施している飲食店・小売店を認定し、ホームページで紹介している。

サーマルリサイクル

廃棄物を焼却して発生した熱エネルギーを回収し利用すること。回収した熱は発電や温水の熱源等に利用される。

産業廃棄物

廃棄物処理法では、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ類その他政令で定める廃棄物」及び輸入された廃棄物と規定されている。

３分の１ルール

賞味期限を３分割し、最初の３分の１の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売事業者に納品する食品業界独特の商習慣。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

リサイクルの推進（再生資源のリサイクル、リサイクル容易な構造、材質等の工夫、分別回収のための表示、副産物の有効利用の促進等）を規定している。平成１３年４月全面改正施行。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（破砕ごみ）、エアバッグ、フロンガスの低減化を図り、自動車のリサイクルを推進することを義務づける。平成１７年１月完全施行。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る。平成１３年１月完全施行。

消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日。

賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

外食産業など、食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について飼料や肥料などの再資源化を義務づける。平成１３年５月完全施行。

３R（スリーアール）

３Rとはごみを減らすためのキーワードであるReduce（リデュース）Reuse（リユース）Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字をとったもの。リデュース（発生抑制）とは、ごみの発生をできるだけ減らすこと、リユース（再使用）とは、できるかぎり繰り返し使うこと、リサイクル（再資源化）とは、ごみになってしまったものを材料として再生利用することを指している。

た　行

食べきりタイム

埼玉県が行っている食品ロスを減らすための「食べきりSaiTaMa大作戦」の取組の一つで、食べ残しの多い宴会で残った食事を食べきるための締めの前の15分間を指す。

な　行

生ごみ処理容器

生ごみをたい肥化するための容器で、庭先などで土の上に設置して使用するもの。

生ごみ処理機

生ごみを処理するための家電製品で、温風等により生ごみを乾燥させて容量を少なくするもの。

は　行

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の設定等が定められている。

5R（ファイブアール）

ごみを減量するためのキーワードである３R（リデュース・リユース・リサイクル）にRefuse（リフューズ―拒否）とRepair（リペア―修理）の２つのRを加えたキーワード。３Rに加え、より細やかな対応で循環型社会の実現を目指すものである。

フードバンク

主に企業や農家から発生する、まだ食べられるのに余っている食品を提供するための活動や、それを実施する団体。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の福祉団体や子ども食堂に寄附する活動のこと。

ま　行

マイバッグ

消費者が持参する買い物袋。マイバッグを持参して、レジ袋を辞退する取組をマイバッグ運動という。レジ袋の削減により、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながる。誰もができる身近な環境活動の象徴的な運動としても位置付けられる。

マイストロー

マイクロプラスチックによる海洋汚染が問題となるなか、プラスチック製のストローの使用の削減を図ることを目的に持参する繰り返し使用が可能な個人用の金属製のストロー。金属製のほか、紙製のストローを使用する場合もある。

マイ箸

割りばしの使い捨てによるごみの発生を防止することを目的に持参する個人用の箸。

マイボトル

ペットボトルや使い捨てカップによるごみの発生の防止を目的に持参する個人用の水筒。

ミックスペーパー（雑がみ）

新聞紙、書籍類、ダンボール、飲料用紙パック以外の再資源化の可能な古紙の総称。
燃えるごみの減量と紙資源のリサイクルの推進のため、更なる分別の徹底が求められている。

や　行

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

この法律は、平成７年６月に制定され、平成１２年４月から完全施行されている。

市町村が分別収集を実施し、分別収集されたものを事業者が再商品化するという基本的な仕組みが定められている。

溶融スラグ

廃棄物の焼却灰等を高温で溶融した物を冷却し、精製されるガラス質の固化物。高品質なものは、土木資材として利用が可能であり、最終処分場の延命化に有効な手段の一つである。

ら　行

リフューズ

拒絶を意味する英語。商品の過剰な包装やスーパーマーケットやコンビニエンスストア等でのレジ袋や割りばし、不要なおまけなどを断ること等。

リデュース

減らすことを意味する英語。ごみの発生抑制の意味で使われる。無駄なごみの量をできるだけ減らすために丈夫で長く使える商品を選んだり、本当に必要な分だけ購入すること等。

リユース

再使用を意味する英語。不用品をバザーやフリーマーケット等を利用して必要とする人に譲ったり詰め替え商品やリターナブルビンなど繰り返し利用できる商品を使用すること等。

リユース食器

イベント等で使い捨てで使用されていた皿やカップに代わる、洗って何度でも使える食器。ごみの減量に効果的である上に使い捨て食器と比較して購入費用やごみの処分費用を抑えることができる反面、カップの回収や洗浄に手間を要したり、衛生面に配慮が必要となる側面もある。

リペア

修理を意味する英語。壊れたものを修理してできるだけ長く使用すること。

リサイクル

再循環を表す英語。ごみの再生利用の意味で使われる。ごみになってしまったものを分別して原料として再利用すること。リサイクルはごみになってしまったものを再利用するため、ごみの減量化には結びつかないが、資源の節約と再循環に重要な役割を果たしている。

第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画　後期基本計画

（熊谷市食品ロス削減推進計画）

令和６年３月

発　行／熊谷市

編集／熊谷市環境部環境推進課